

高知県消防広域化推進計画

平成 20 年 3 月

高 知 県

目 次

【総論】

第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	1
1 広域化のねらい	1
(1) 県内消防本部の抱える課題	1
(2) 人口減少が消防財政に与える影響	2
(3) 新たな体制づくり	2
2 国の取り組み	3
3 広域化に向けた県の取り組みと考え方	4

【各論】

第2章 市町村の消防の概況及び将来見通し	7
1 市町村の消防の現状	7
(1) 消防本部の現状	7
(2) 消防需要の動向	9
(3) 消防の抱える課題	10
2 市町村の消防の将来見通し	11
(1) 管轄人口及び高齢化の見通し	11
(2) 救急出動件数の見通し	13
(3) 消防に関する市町村財政の見通し	13
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	15
1 基本的な考え方	15
2 組み合わせパターンの比較	16
3 検討結果	17
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	19
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	20
1 運営方式	20
2 基本的な体制の整備	20
第6章 防災関係機関との連携の確保	21
1 消防団との連携	21
2 市町村の防災担当部局との連携	21
第7章 その他広域化を進めるうえでの重要なポイント	23
1 高知市の参画	23
2 管轄面積拡大への対応	23
資料編	26

第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方

消防は、住民の生命、身体、財産を守るために、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等からの救助活動、火災等を未然に防ぐための予防活動、さらには台風や地震等の自然災害に対する活動等、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを目的とし、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有しています。

市町村の消防機関としては、常備消防と呼ばれる消防本部及び消防署所と、非常備消防と呼ばれる消防団とがあります。歴史的には、郷土愛護の精神に基づく消防団が先に組織されており、地域密着型で人数も多く、主として火災や大規模災害を中心に団員の減少、高齢化といった課題を抱えながら今日も活発な活動を続けています。

一方、消防本部及び消防署所は、時代の進展、社会生活の複雑多様化に伴って、消防団の活動だけでは対応できない消防業務に取り組む必要が生じてきたことから、主として昭和40年代に市町村の行政機関として順次設置されてきました。救急・救助・予防や特殊な消火活動などにおいて、様々な資機材とともに職員の専門的かつ高度な技術が求められています。

1 広域化のねらい

(1) 県内消防本部の抱える課題

県内には15の消防本部があり、高知市以外の14本部は管轄人口が7万人未満の小規模な消防本部で、そのうちの6本部は管轄人口が3万人以下となっています。

職員数算出の基礎となる「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）で算定される職員充足率は、全国平均76.0%に対し、本県平均は56.5%と低い状況になっています。充足率50%を下回る消防本部が6本部、最も充足率の高い消防本部でも79%であり、災害によっては非番職員の招集により対応している状況もあります。

県内の多くの消防本部では、

- | |
|--|
| <p>(ア) 当直職員による火災現場への増援や同時災害への出動が困難</p> <p>(イ) 消防・救急・救助などの各分野における職員の兼務が多く、また、代替要員の確保が困難なことから、長期間にわたる研修への派遣が行いにくいなど、各業務の専門化・高度化が困難</p> |
|--|

(ウ) 組織が小さいことにより、年齢構成の不均衡が起きやすいなど、柔軟な人事管理が困難

などの課題を抱えているほか、財政規模が小さいため、車両や資機材の整備等が難しい場合があるなど、厳しい運営状況にあります。

(2) 人口減少が消防財政に与える影響

平成 42 年の本県の推計人口は約 70 万人と、現状の約 80 万人（平成 17 年国勢調査）より 11.3%の減少となるなど、全国よりも早く進行している人口減少や高齢化がより一層進むことが予測されています。この予測によると、管轄人口が約 50%も減少する室戸市消防本部をはじめとして、30%以上減少する消防本部が 6 本部にも上っています。

人口の減少は県内市町村の主要な財源である地方交付税の算定に大きな影響があります。平成 42 年の推計人口から推計される消防費の基準財政需要額は約 96 億円で、平成 17 年度の基準財政需要額の約 117 億円より 21 億円の減少となります。この額は、香南市・香美市以東の市町村の平成 17 年度消防費の決算額に相当します。

このように消防を支える市町村の財政力が低下することも予想されることから、現在の消防体制を維持していくことが難しくなり、現状でも十分ではない消防職員の削減や消防署所の廃止・統廃合など、住民サービスに大きな影響が出てくるおそれもあります。

(3) 新たな体制づくり

このような現状と将来見通しを考えあわせたとき、「県民のみなさんが県内のどこに住んでいても、安心して暮らせることが基本」という消防サービスを、将来にわたり維持できるような消防体制にしていく必要があります。

そのためには、地域の実情に応じた消防サービスのあり方を議論しなければならないですし、それを支えていくことのできる消防本部体制を構築しなければなりません。

消防本部の広域化は、

(ア) 本部機能の統合など、体制の効率化による現場活動要員の確保

- (イ) 現場活動要員の確保に伴う消防・救急・救助等、分野ごとの高度化・専門化
- (ウ) 組織・人員規模の拡大による組織の活性化
- (エ) 署所の管轄区域の見直し等による現場到着時間の短縮

などにおいて、スケールによるメリットが期待できますことから、新たな体制づくりの手法として効果的だと考えています。

2 国の取り組み

全国の消防本部の組織体制は、管轄人口がおおむね10万人未満の消防本部（以下、「小規模消防本部」という。）が多いため、総じて財政基盤が弱く、人員や施設装備の面で課題を有しています。こうした課題の解決には、消防事務の共同化を推進し、財政基盤の拡大や消防本部体制の効率化を図ることが有効と考えられています。

平成3年度には全国消防長会の組合消防委員会が「組合消防の充実強化に関する報告書」の中で、『組合消防の組織基盤として、管轄人口10万人以上を目標に組織を再編することが望ましい』旨を提言しています。

また、平成5年度の消防庁が主宰する「消防の対応力強化方策検討委員会」が取りまとめた報告書においても『小規模消防を広域的に再編し、その規模を大きくすることにより、小規模消防の課題を解決していく必要がある』と指摘しています。

このため国は、様々な課題があると指摘される小規模消防本部の解消を目的として、平成6年から都道府県に対し消防広域化基本計画の策定や市町村合併との整合性を踏まえた同計画の見直しを通知するなど、広域化の推進に取り組んできました。

しかし、平成17年4月においても未だ6割が小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言い難い状況でした。

一方、全国的に頻発している大規模地震やJR西日本福知山線列車事故等に見られるように災害や事故が大規模・複雑化してきていますし、救急出動も増加の一途をたどっています。このような消防需要に的確に対応し、消防の責任を果たしていくためには、消防体制のさらなる充実強化を図る必要があるとの強い考えから、国では

平成 18 年 6 月に消防組織法を改正し、次の事項を定めました。

- (ア) 市町村の消防の広域化の理念及び定義（第 31 条）
- (イ) 消防庁長官による基本指針の策定（第 32 条）
- (ウ) 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等（第 33 条）
- (エ) 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成（第 34 条）
- (オ) 国の援助及び地方債の特別の配慮（第 35 条）

そして、同法に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）」で、平成 19 年度までに都道府県において消防広域化推進計画を策定し、その後 5 年以内に広域化の実現を目指すこととしました。

この基本指針において、広域化の規模は、一般論としては大きいほど望ましいとしつつ、消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等から、おおむね 30 万人以上の人口規模を一つの目標とすることが適当であるとしていますが、管轄面積や人口動態、交通事情、日常生活圏等の地域の事情にも十分な考慮が必要であるとしています。

なお、広域化の対象は消防署所を統括する消防本部であり、消防の体制の整備及び向上を図ることを目的としています。このため、広域化によって消防力の低下を招くような事態があってはならないことや広域化の対象に消防団は含まれていないことなども定められています。

3 広域化に向けた県の取り組みと考え方

本県では平成 7 年度から 8 年度にかけて広域化の議論を行ってありますが、広域化の必要性は認識しながらも、「広域再編に向けた計画を作成する段階には至っておらず、今後の検討課題である」として、計画の策定を見送ってきた経緯があります。

それから 10 年以上経過し、人口減少の加速、市町村財政の悪化、救急需要の増大、災害の大規模化など、消防を取り巻く環境がより一層の厳しさを増していることから、あらためて広域化の議論を行い、消防本部体制の再構築に取り組む必要があると考えています。

そのため、平成 19 年 4 月以降、住民や市町村、消防機関、学識経験者で構成する「高知県消防広域化推進検討委員会」を設置し、消防の現状や将来の見通し、広域化の効果、広域化の組み合わせなど様々な議論を重ねてきました。

国が示す広域化のメリットのうち、災害発生時の初動体制の強化については、本県の場合は東西に長く山間部が多いうえ、道路事情も良くないことから当てはまりにくいことや、高度な資機材を計画的に整備するという面においても、大都市が必要とするような資機材はあまり必要でなく、広域化の効果の一部を疑問視する意見もありました。

また、広域化によって、市町村間の負担金のあり方や職員の処遇の違い、地域との密着性など、様々な課題があることも浮き彫りにされました。

しかしながら、現状の消防力や将来の見通しを考えあわせたとき、現在の消防サービスを将来にわたって維持していくためには、広域化は避けて通れないとの基本認識でおおむね一致しました。そして、広域化の組み合わせについては、「市町村合併構想と歩調を合わせる6ブロックや段階的に広域化を考えては」といった意見もありましたが、メリットを最大限享受できると考えられる全県1ブロックが望ましいという意見が大勢を占めました。

こうした意見も踏まえた結果、本県における消防の広域化については、「全市町村を対象に県内全域を1つとする消防本部体制」を目指すことが必要と判断しました。

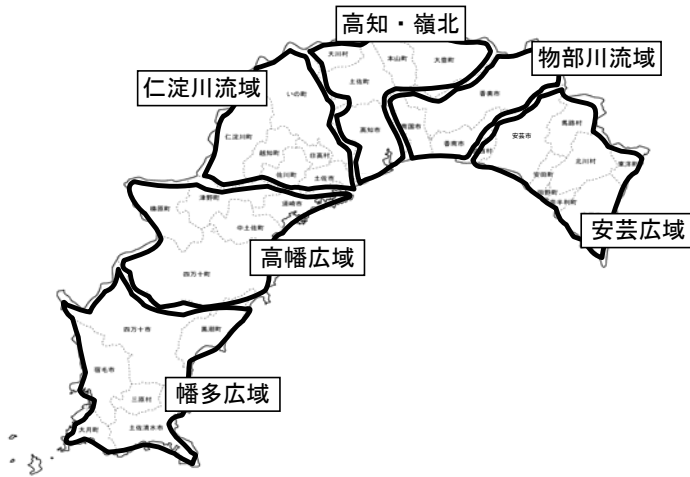
そのためには、広域消防の体制やサービスのあり方などについてより掘り下げた検討を行って、具体的な広域化像を全市町村で共有しなければなりません。

今後、広域化の実現を目指し、市町村及び消防本部と県が一体となった取り組みが求められますが、とりわけ、消防責任を果たしていくべき市町村と消防行政に直接従事している消防本部の大局的な見地に立った理解と主体的な取り組みが必要です。

県としても広域化が円滑に進むよう各市町村間・消防本部間の様々な調整や各種情報の提供、さらには広域対象市町村が行う広域消防運営計画の策定などに積極的に関わっていきます。

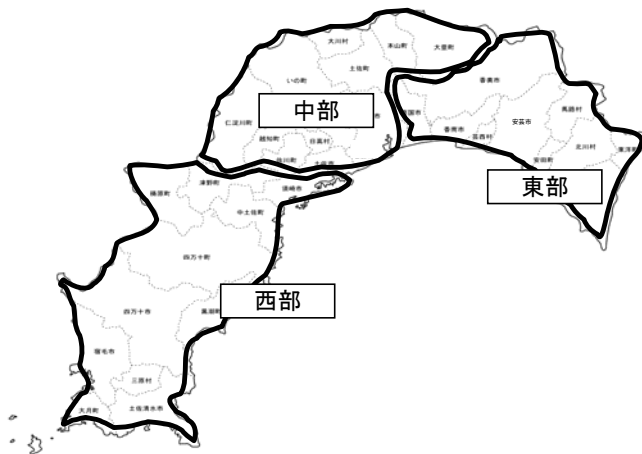
広域化の組み合わせパターン

1. 市町村合併構想の6ブロック案



- <安芸広域>
室戸・中芸・安芸
- <物部川流域>
香南・香美・南国
- <高知・嶺北>
高知・嶺北
- <仁淀川流域>
仁淀・土佐・高吾北
- <高幡広域>
高幡
- <幡多広域>
幡多中央・幡多西部・土佐清水

2. 3ブロック案（東部・中部・西部に区分）



- <東部>
室戸・中芸・安芸・香南・香美・南国
- <中部>
高知・嶺北・仁淀・土佐・高吾北
- <西部>
高幡・幡多中央・幡多西部・土佐清水

3. 1ブロック案（県下一本）



全15消防本部

第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現状

(1) 消防本部の現状

本県では、昭和23年に高知市で最初の消防本部が設置されました。その後、昭和40年代前半になって、主として単独市に、同後半には、複数の市町村で構成する組合方式による消防本部の設置が相次ぎ、昭和50年には53市町村のうち49市町村において、現在の15消防本部体制が整備されました。消防本部を設置していない町村においては事務委託方式により消防の常備化が進められ、平成4年に東洋町が室戸市に委託したことにより、県内全域での消防の常備化が完了しました。平成の市町村合併により構成市町村の変遷はありますが、現在、8つの単独消防本部と7つの組合消防本部があり、現場活動の拠点となる消防署所数は42署所となっています。

① 管轄区域（人口・面積）の状況

【管轄区域の状況】

	H17国調 (人)	管轄面積 (km ²)
高知市	348,990	309.22
室戸市	20,876	322.34
安芸市	24,556	356.97
香南市	33,541	126.76
香美市	30,257	537.95
南国市	50,758	125.35
土佐市	30,011	91.59
土佐清水市	17,281	266.52
中芸	12,908	449.61
嶺北	15,036	756.54
仁淀	32,963	515.59
高吾北	28,746	545.75
高幡	66,373	1,405.44
幡多中央	51,354	820.88
幡多西部	32,642	474.50
合計	796,292	7,105.01

各消防本部の管轄人口は、高知市については、30万人を超えています。それ以外の14本部では7万人未満とすべて小規模消防本部であり、そのうちの6本部は3万人以下という状況です。県内消防本部の管轄人口の平均は、約5万人となっています。全国状況は、平成18年4月1日現在で811の消防本部があり、そのうちの6割が小規模消防本部となっており、管轄人口の全国平均は約16万人となっています。

また、管轄面積については、最も広い消防本部は高幡消防組合消防本部の1405.44km²で、最も狭い消防本部は土佐市消防本部の91.59km²となっており、平均は約470km²となっています。

全国の管轄面積の平均は約450km²であり、最も管轄面積の広い消防本部は3641.90km²（管轄人口484,595人）となっており、最も管轄面積の狭い消防本部は4.03km²（管轄人口17,566人）となっています。

② 職員数の状況

消防職員数の状況は、高知市消防局(346名)と高幡消防組合消防本部(124名)の2本部が100人以上であり、その他の13本部は100名未満となっています。最も職員数の少ない消防本部は、土佐清水市消防本部の34名です。

全国的には東京消防庁を除く全消防本部の職員数平均は168名であり、高知市以外は全国平均を下回っています。

平成 18 年度の「消防力の整備指針」に基づく基準数との比較では、いずれの消防本部も充足率が低い状況にあり、県内消防本部の充足率の平均は 56.5%と全国平均の 76.0%と比べても低くなっています。

【平成 18 年度消防職員数及び消防車両数】

	消防職員数	主な消防車両数					
		消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	はしご自動車	化学消防車	
高知市	346	37	21	10	2	3	1
室戸市	50	9	4	3	2	—	—
安芸市	36	4	2	2	0	—	—
香南市	44	5	2	2	1	—	—
香美市	58	6	3	2	1	—	—
南国市	61	7	4	2	1	—	—
土佐市	45	6	2	3	1	—	—
土佐清水市	34	6	3	2	1	—	—
中芸	36	5	2	2	1	—	—
嶺北	41	6	3	2	1	—	—
仁淀	71	10	5	4	1	—	—
高吾北	49	6	3	2	1	—	—
高幡	124	13	4	6	3	—	—
幡多中央	74	8	3	3	1	1	—
幡多西部	53	6	2	3	1	—	—
合計	1,122	134	63	48	18	4	1

※旧春野町のデータは、仁淀に含む

このように、本県の消防は少ない職員体制となっており、職員の約 8 割が各種の業務（消防・救急・救助）を兼務しています。また、災害出動をはじめ、救急救命講習や防火対象施設の調査及び指導、出火原因の調査などにおいて、非番職員が招集されることもあります。

【「整備指針」に対する充足率】

	職員数	車両数
高知県平均	56.5%	94.3%
全国平均	76.0%	—

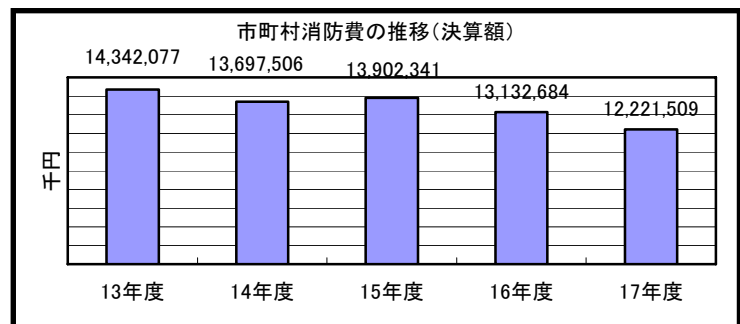
③ 消防用車両数の状況

消防活動に必要とされる主な消防車両の配置状況については、全消防本部で 134 台が配置されており、最も多く配置している消防本部は高知市消防局で 37 台となっています。

本県の消防用車両の充足率は、「消防力の整備指針」に基づく基準台数の 94.3%で、車両については、ほぼ充足されている状況です。

④ 消防費の決算状況

県内市長村の消防に係る平成 17 年度歳出決算額は約 122 億円となっており、決算総額の約 3%を占めています。ここ数年は減少傾向にあります。



【平成 17 年度決算の
住民一人当たりの消防費】 住民一人当たりの消防費は、全消防本部平均では 15,183 円ですが、

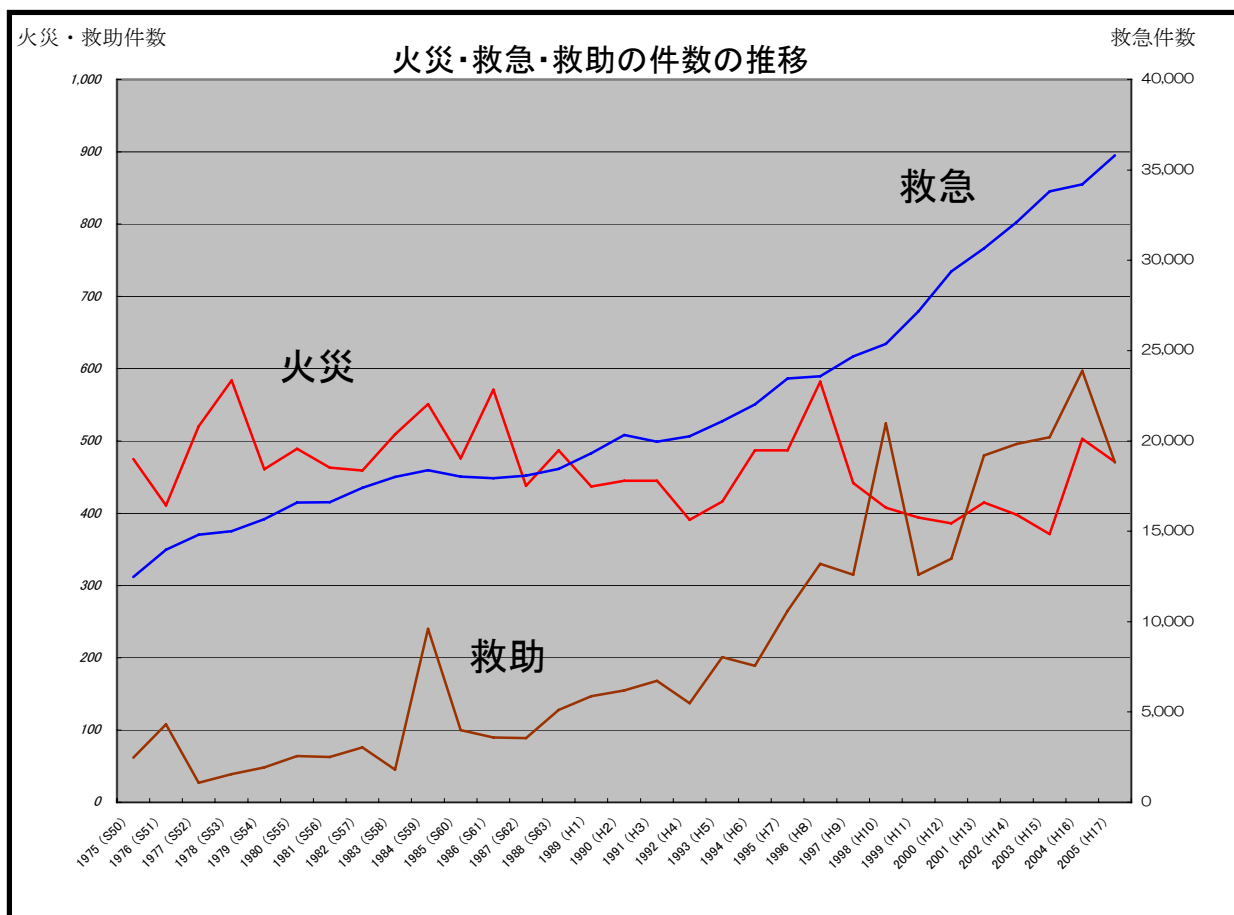
	金額(円)
高知市	10,449
室戸市	27,552
安芸市	16,480
香南市	11,118
香美市	13,059
南国市	21,757
土佐市	13,389
土佐清水市	14,968
中芸	33,410
嶺北	31,853
仁淀	17,761
高吾北	25,851
高幡	22,427
幡多中央	18,900
幡多西部	16,836
平均	15,183

最も低い高知市の 10,449 円に対し、最も高い中芸広域連合消防本部管内では 33,410 円と 3 倍の差があり、管轄人口が少ない消防本部や管轄面積の広い消防本部ほど金額が高くなっています。

(2) 消防需要の動向

消防需要は、昭和 50 年代と比較すると大きく増えてきています。昭和 50 年の火災・救急・救助の出動件数の合計は約 1 万 3 千件ですが、平成 17 年には約 3 万 7 千件と 3 倍近い増加となっています。火災及び救助については年によって多少の増減はありますが、火災は総じて変化が少なく、救助は増加の傾向にあります。救急については、この 30 年間増加の一途をたどっています。

※旧春野町のデータは、仁淀に含む



① 火災発生の状況

昭和 50 年から平成 17 年までの火災発生件数の平均は 463 件ですが、増加と減少を繰り返しており、ここ数年は年間 400 から 500 件程度で推移しています。

② 救急出動の状況

救急出動は、昭和 50 年の約 1 万 2 千件から平成 17 年には約 3 万 6 千件と大きく増加してきています。近年の状況を見ますと、平成 13 年の 30,657 件から平成 17 年には 35,804 件と、この 5 年間で 16.7%増加しています。

【管外搬送率の推移】

	13年	14年	15年	16年	17年
高知市	2.1%	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%
室戸市	58.3%	64.2%	65.5%	66.1%	64.1%
安芸市	13.3%	14.6%	16.6%	17.4%	24.5%
香南市	57.0%	58.7%	63.9%	66.3%	67.8%
香美市	90.5%	93.0%	91.8%	94.9%	94.3%
南国市	53.0%	59.1%	66.2%	70.5%	71.3%
土佐市	30.7%	33.5%	37.7%	49.1%	49.2%
土佐清水市	28.3%	28.8%	38.3%	42.2%	37.9%
中芸	61.1%	67.2%	68.6%	75.4%	73.5%
嶺北	48.5%	48.0%	52.3%	54.1%	59.5%
仁淀	85.5%	85.9%	87.4%	88.0%	88.1%
高吾北	36.1%	37.7%	46.1%	50.0%	51.8%
高幡	14.1%	15.7%	17.9%	19.2%	25.1%
幡多中央	29.7%	32.9%	37.5%	37.8%	39.4%
幡多西部	2.3%	3.4%	4.0%	3.8%	3.5%
平均	27.9%	29.2%	31.2%	32.8%	33.8%

※旧春野町のデータは、仁淀に含む

一方、救急体制については、救急処置の高度化に伴い、救急救命士数こそ伸びておりますが、救急自動車の台数や救急隊員数には大きな変動がありません。

また、近年の医師不足により、管轄内における病院での傷病者の受け入れが難しいケースが増えており、管轄外への搬送（管外搬送）が増えてきています。県全体での管外搬送率は、平成 13 年の 27.9%から平成 17 年には 33.8%に増加しており、50%を超えている消防本部が半数以上の 8 消防本部となっています。

③ 救助出動の状況

救助出動は、昭和 50 年の 62 件から平成 17 年には 470 件と大きく増加してきています。特に近年は 500 件前後で推移しており、最近の 10 年間の平均は 437 件、その前の 10 年間の平均が 157 件と約 3 倍になっています。

(3) 消防の抱える課題

本県の消防は、「(1) 消防本部の現状」で述べたとおり、消防の体制としては必ずしも十分でなく、以下のような課題を抱えています。

① 救急出動件数増加への対応

救急出動件数は増加してきており、それに伴って複数の救急自動車が同時に出動する事態が多くなっているようです。また、管外搬送も増えていますので、救急自動車が消防署所に不在となる時間が多くなる傾向があります。

こうした状況に対して、現状の当直人員や救急自動車数では出動体制の確保が難しくなっています。

② 小規模消防本部特有の課題

ア 出動体制の確保

多くの消防本部では、火災発生時には当直職員のほぼ全てが出動しており、応援が必要な場合や救急をはじめとする他の出動要請に対応するため、非番職員の招集により必要な人員を確保している状況にあります。

イ 専門職員の確保

少ない人員で様々な事案に対応するため、職員が消防・救急・救助の各分野を兼任する割合が高くなっており、各分野での専門化が困難となりがちな状況です。

また、各種教育訓練、特に長期を要する専門的な教育訓練への職員の派遣が行いにくいことも、職員の能力の高度化を図りにくい要因となっています。

ウ 組織管理の課題

組織が小さいことにより、年齢構成の不均衡が起きやすいなど、柔軟な人事管理が難しくなっており、組織の活性化が図りにくい状況も見受けられます。

③ 消防費の減少の影響

市町村の消防費決算額は年々減少しており、平成 17 年度の消防費の決算額は、平成 13 年度と比較すると約 21 億円減少しています。

決算額の構成を見ますと、人件費をはじめ物件費、補助費などの経常経費の占める割合が年々高くなっています。一方、普通建設事業費は減少傾向にあり、車両や資機材等の新規整備や更新にあたっては時期を延伸するなど、消防力の維持向上が図りにくくなっている状況です。

2 市町村の消防の将来見通し

本県の人口は、少子化の進行や社会的流出等により減少となる一方で、高齢者の人口は平成 32 年頃まで増加していくと推計されています。このことから、市町村の財政力が低下する一方で、現状の救急体制を維持していく必要があり、消防体制に大きな影響が出てくることが予想されます。

(1) 管轄人口及び高齢化の見通し

① 管轄人口

平成 17 年の国勢調査による本県の人口は、796,292 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成 12 年の国勢調査に基づく「都道府県の将来推計（平成 14 年 3 月推計）」（以下、「14 年推計」という。）によると、平成 42 年の人口は、706,095 人で 11.3%（平成 17 年比）の減少が見込まれています。

【14年推計による県人口の推計】

	H17 国勢調査	H22 推計	H27 推計	H32 推計	H37 推計	H42 推計	対H17 増減率
高知市	348,990	363,723	366,991	366,784	363,642	358,473	2.7%
室戸市	20,876	18,609	16,420	14,285	12,253	10,381	△50.3%
安芸市	24,556	23,134	21,694	20,129	18,518	16,946	△31.0%
香南市	33,541	34,231	34,130	33,696	32,987	32,045	△4.5%
香美市	30,257	29,420	28,448	27,229	25,867	24,419	△19.3%
南国市	50,758	52,072	52,018	51,512	50,589	49,355	△2.8%
土佐市	30,011	29,173	28,408	27,390	26,233	24,940	△16.9%
土佐清水市	17,281	16,517	15,406	14,202	12,960	11,752	△32.0%
中芸	12,908	11,729	10,687	9,628	8,637	7,759	△39.9%
嶺北	15,036	14,079	12,730	11,395	10,155	9,097	△39.5%
仁淀	32,963	32,073	30,706	29,242	27,685	26,070	△20.9%
高吾北	28,746	27,232	25,342	23,385	21,408	19,546	△32.0%
高幡	66,373	63,280	59,460	55,395	51,278	47,330	△28.7%
幡多中央	51,354	50,700	49,099	47,152	44,991	42,790	△16.7%
幡多西部	32,642	32,781	31,049	29,159	27,172	25,192	△22.8%
合計	796,292	798,753	782,588	760,583	734,375	706,095	△11.3%

消防本部別に見てみますと、管轄人口が30%以上減少する消防本部は6消防本部で、中でも室戸市消防本部は△50.3%（平成17年比）と最も減少しています。

なお、平成17年の国勢調査を踏まえた同研究所の「都道府県の将来推計（平成19年5月推計）」では、平成32年には、本県の人口

は707,630人と14年推計の平成42年とほぼ同じとなり、平成47年には60万人を割り込むなど、14年推計よりも人口減少が10年早く進むと予測されています。

② 高齢化

本県の平成17年の高齢者（65歳以上）の人口は、206,375人となっており、県人口に占める割合（以下、「高齢化率」という。）は25.9%となっています。

14年推計によると、平成42年の高齢者の人口は、238,070人で15.4%（平成17年比）の増加となっています。また、高齢化率は、33.7%で全国を上回る水準（29.6%）で進み、65歳以上の高齢者が、現状の4人に1人から3人に1人となるとされています。

【14年推計による高齢化率の推計】

	H17 国勢調査	H22 推計	H27 推計	H32 推計	H37 推計	H42 推計
高知市	20.8%	22.8%	26.4%	28.1%	28.9%	29.6%
室戸市	33.4%	36.7%	42.7%	46.6%	48.0%	49.3%
安芸市	29.4%	30.6%	35.0%	37.5%	38.4%	38.9%
香南市	25.0%	26.3%	29.5%	30.8%	31.4%	31.9%
香美市	30.8%	33.3%	36.1%	37.5%	37.9%	37.5%
南国市	23.2%	23.8%	26.8%	28.3%	28.8%	29.2%
土佐市	27.1%	28.0%	32.0%	34.1%	34.6%	34.1%
土佐清水市	34.6%	38.4%	43.2%	46.1%	47.1%	46.8%
中芸	34.9%	35.6%	38.2%	40.1%	41.1%	42.2%
嶺北	43.6%	44.4%	46.4%	47.9%	48.6%	48.6%
仁淀	27.5%	29.6%	33.6%	36.2%	38.1%	39.1%
高吾北	36.3%	38.0%	41.1%	43.3%	44.3%	44.4%
高幡	32.3%	33.7%	36.8%	39.2%	40.6%	41.0%
幡多中央	28.4%	29.6%	33.8%	36.2%	37.6%	37.9%
幡多西部	29.1%	30.0%	34.0%	37.1%	39.1%	40.4%
県全体	25.9%	27.4%	30.8%	32.6%	33.3%	33.7%

消防本部別に見てみますと、平成42年に高齢化率が40%以上となる消防本部は7消防本部となっており、高齢化率の最も高い消防本部は、室戸市消防本部で49.3%となっています。

また、市町村別に見てみますと、平成 42 年に高齢化率が 40%以上となる市町村は 34 市町村中 19 市町村となっており、うち 3 町は 50%を超えると言われています。

(2) 救急出動件数の見通し

【救急出動件数の推計】

	H17出動 件数実績	H22 推計	H27 推計	H32 推計	H37 推計	H42 推計	対H17 増減率
高知市	14,983	16,981	18,050	18,491	18,530	18,455	23.5%
室戸市	1,093	1,008	946	855	743	637	△41.7%
安芸市	1,346	1,295	1,285	1,231	1,145	1,054	△21.7%
香南市	1,571	1,635	1,702	1,710	1,686	1,648	4.9%
香美市	1,630	1,646	1,647	1,603	1,529	1,437	△21.8%
南国市	2,293	2,391	2,493	2,519	2,490	2,440	6.4%
土佐市	1,409	1,386	1,442	1,436	1,387	1,308	△7.2%
土佐清水市	748	751	742	708	653	590	△21.1%
中芸	641	589	555	512	465	423	△34.0%
嶺北	964	906	834	756	678	607	△37.0%
仁淀	1,566	1,617	1,638	1,615	1,567	1,495	△4.5%
高吾北	1,387	1,330	1,283	1,212	1,122	1,025	△26.1%
高幡	2,796	2,733	2,680	2,578	2,428	2,252	△19.5%
幡多中央	2,015	2,022	2,064	2,043	1,980	1,892	△6.1%
幡多西部	1,407	1,415	1,421	1,393	1,333	1,257	△10.7%
合計	35,804	37,704	38,783	38,660	37,737	36,520	115.4%

平成 17 年の救急出動における傷病者の搬送実績及び推計人口（14 年推計）を基に救急出動件数を推計しました。

その推計では、将来において人口減少が予測されていますが、高齢化により高齢者の救急需要が増大すると考えられます。このため、出動件数は平成 27 年までは増加し、そこをピークに減少局面に入り、平成 42 年には、36,520 件と平成 17 年とほぼ同数になることが見込まれます。

平成 42 年の出動件数を各消防本部別に見てみますと、平成 17 年から増加する消防本部は、高知市消防局、香南市消防本部、南国市消防本部で、最も増加しているのは高知市消防局の 23.5%増となっています。逆に減少する消防本部は 12 消防本部あり、最も減少する消防本部は室戸市消防本部が△41.7%で、嶺北広域行政事務組合消防本部が△37.0%、中芸広域連合消防本部が△34.0%と続いています。

(3) 消防に関する市町村財政の見通し

消防費の推計にあたっては、ここ数年の県内市町村の消防に要した決算額と地方交付税の基準財政需要額がほぼ等しかったことから、平成 17 年の基準財政需要額の算定式に推計人口（14 年推計）を用いることにより算出しました。

この結果、平成 42 年の基準財政需要額の市町村合計は約 96 億円で、平成 17 年の実績から約 21 億円（約 18%）の減額になると予測されます。このことは、住民の生命、身体、財産を守るという最も基本的なサービスを行っている消防職員の確保にも大きな影響を与えるおそれがあります。

【消防費に係る基準財政需要額の推計】

単位：百万円

	H17実績	H22推計	H27推計	H32推計	H37推計	H42推計	H42/H17
県合計	11,712	10,751	10,542	10,259	9,930	9,566	81.7%
高知市	3,981	3,885	3,920	3,918	3,889	3,834	96.3%
室戸市	384	327	299	271	240	212	55.2%
室戸市	297	253	232	211	187	165	55.6%
東洋町	88	74	67	60	53	47	53.4%
安芸市	417	388	371	352	332	311	74.6%
安芸市	324	297	283	269	253	237	73.1%
芸西村	93	90	88	84	79	73	78.5%
香南市	573	448	447	443	436	427	74.5%
香美市	525	439	428	413	397	379	72.2%
南国市	599	619	619	614	605	593	99.0%
土佐市	411	397	388	375	361	345	83.9%
土佐清水市	288	266	253	241	226	212	73.6%
中芸	326	285	263	241	219	201	61.7%
安田町	81	70	64	58	53	48	59.3%
田野町	70	60	55	50	45	41	58.6%
奈半利町	87	75	68	61	55	49	56.3%
北川村	50	45	43	39	37	34	68.0%
馬路村	39	35	33	32	29	30	76.9%
嶺北	384	350	332	305	280	255	66.4%
本山町	106	100	94	88	81	75	70.8%
大豊町	141	123	115	105	94	84	59.6%
土佐町	117	110	105	98	90	83	70.9%
大川村	20	17	17	15	15	13	65.0%
仁淀	571	508	492	475	455	435	76.2%
いの町	458	399	386	372	357	341	74.5%
日高村	114	109	106	102	98	94	82.5%
高吾北	575	497	473	450	427	400	69.6%
佐川町	229	220	213	206	197	187	81.7%
越知町	140	130	123	117	110	104	74.3%
仁淀川町	205	147	136	127	119	109	53.2%
高幡	1,271	1,069	1,023	973	922	873	68.7%
須崎市	378	352	339	325	309	293	77.5%
中土佐町	178	149	141	133	126	119	66.9%
禰原町	116	112	109	105	98	92	79.3%
津野町	169	136	130	124	119	114	67.5%
四万十町	430	320	304	286	271	256	59.5%
幡多中央	851	743	726	704	680	656	77.1%
四万十市	581	529	522	512	501	489	84.2%
黒潮町	270	214	204	191	179	167	61.9%
幡多西部	557	531	509	484	459	433	77.7%
宿毛市	376	367	354	339	323	307	81.6%
大月町	133	121	115	108	101	93	69.9%
三原村	47	43	40	38	35	33	70.2%

第3章 広域化対象市町村の組み合わせ

本県では、全国に先行して少子高齢化が進む中で、将来にわたって「誰もがどこでも安心して暮らせる」地域社会を維持していくための新たな地域づくりを目指した「高知県市町村合併構想」を平成19年3月に策定しています。

この構想では、「これまでに積み上げられてきた社会的な圏域の一体性」「公共サービスを利用するための時間的距離」「行財政能力の向上」「地域的な一体感」の視点を踏まえ、県内を6つの自治体に再編することが望ましいとしています。また、「誰もが、安全で安心して暮らしていくために欠かすことのできない基本的なサービスを確保していくために、すべての自治体と県が一体的に取り組んでいくことが望ましいサービス」や「広域となった自治体がさらに広域で取り組むことによって、効率的に提供できると考えられるサービス」などは広域行政の制度を活用していくことが有効としています。

消防本部の広域化の組み合わせにあたっては、市町村合併構想に基づく6ブロック案と、より広域となる3ブロック案及び1ブロック案の3つのパターンを検討しました。その際には、広域化の最大のメリットと思われる「本部機能の効率化により生み出される再配置可能人員をどれだけ創出できるか」に着目し、全国の中で管轄人口が類似する消防本部の本部職員数と比較する試算を行いました。

1 基本的な考え方

(1) 組み合わせパターン

1ブロック	3ブロック	6ブロック	構成市町村
全県	東部	安芸広域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
		物部川流域	南国市、香南市、香美市
	中部	高知・嶺北	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
		仁淀川流域	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
	西部	高幡広域	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町
		幡多広域	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

(2) 効果の測定方法

全国の消防本部の中から、管轄人口を同規模とする消防本部を複数抽出し、それらの消防本部で本部業務の各部門に従事する職員の平均を参考に、広域化後の消防本部のモデルをブロックごとに作成しました。この各モデルの本部職員数と各ブロックの本部職員との差引人数を「再配置可能職員数」としました。

(例)	管轄人口	管轄面積	署所数	職員数	うち本部業務に従事する職員					再配置可能職員	
					消防長次長	総務	警防	予防	指令		
物部川流域の消防本部の合計	114,556	790	5	161	26	6	5	6	7	2	
広域化後の消防本部のモデル	114,556	790	5	161	23	2	8	4	7	3	
類似消防本部平均	122,241	358	6	145	21	2	8	4	7		
C消防組合(岐阜県)	118,750	590	8	147	30	2	10	4	4	10	
D市消防本部(大分県)	125,731	125	4	143	21	2	5	4	10		
差引						Δ 4	3	Δ 2	0	0	3

※高知市を含むブロック以外は、指令センターがないため、指令については現状のままとした。

2 組み合わせパターンの比較

(1) 効果の比較

ブロック案	地域	考え方	長所	短所
6ブロック	① 安芸広域 ② 物部川流域 ③ 高知・嶺北 ④ 仁淀川流域 ⑤ 高幡広域 ⑥ 幡多広域	市町村合併構想に基づく	① 対象地域が小さいため、組織・人事・地域との関係等の調整が比較的容易 ② 安芸広域、物部川流域、高知・嶺北地域において、計12名の再配置可能人員が創出される	① 再編しても管轄人口10万人以下の本部が3カ所存在する ② 仁淀川流域、高幡広域、幡多広域では、人口同規模消防本部の本部職員との比較では職員の不足が生じる
3ブロック	① 東部 ② 中部 ③ 西部	上記6ブロック案を再編	① 管轄人口10万人以下の小規模消防本部が解消できる ② 東部・中部では合計43名の再配置可能人員が創出される	① 西部では再配置可能人員が創出されない
1ブロック	県全域	最大規模を仮定	① 管轄人口30万人以上が達成できる ② 人口、職員数、財政的にも最も規模が大きい ③ 72名の再配置可能人員が創出される	① 組織が大きいため様々な事柄（組織・人事・地域との関係等）の調整に時間を要する

※再配置可能人員は、人口同規模消防本部の本部職員数との比較で算出

(2) 基礎データの比較

	6ブロック案						3ブロック案			1ブロック案
	安芸広域	物部川流域	高知・嶺北	仁淀川流域	高幡広域	幡多広域	東部	中部	西部	全県
管轄面積 H17国勢調査	1,128.92	790.06	1,065.76	1,152.93	1,405.44	1,561.90	1,918.98	2,218.69	2,967.34	7,105.01
署所数 H19.4	5署所	5署所	12署所	7署所	6署所	7署所	10署所	19署所	13署所	42署所
管轄人口 H17国勢調査 【2030年推計人口】	58,340 【35,086】	114,556 【105,819】	364,026 【367,570】	91,720 【70,556】	66,373 【47,330】	101,277 【79,734】	172,896 【140,905】	455,746 【438,126】	167,650 【127,064】	796,292 【706,095】
職員数	125	161	395	150	123	164	286	545	287	1118
本部職員数 A	21	26	82	16	11	18	47	98	29	174
モデル消防本部の 本部職員数 B	16	23	78	19	13	19	31	71	29	102
再配置可能職員数 (モデル消防本部と 比較して) A-B	5	3	4	△ 3	△ 2	△ 1	16	27	0	72

※職員数はH19.4現在

3 検討結果

(1) 6ブロック案

ア ブロックによっては、小規模消防本部の解消は見込めない

イ 再配置可能人員は3つのブロックで合計 12 名、3つのブロックで合計△6名の合わせて6名

広域化による人的メリットはほとんど得られない

(2) 3ブロック案

ア 小規模消防本部の解消が可能(管轄人口 30 万人以上は1つのブロックのみ)

イ 再配置可能人員は東部と中部では合わせて43名、西部では0名

人的メリットが見込めるのは一部のブロックのみ

(3) 1ブロック案

ア 小規模消防本部の解消が可能(管轄人口 30 万人以上)

イ 再配置可能人員は72名

人的メリットが一番大きく、小さな消防本部2つ分の人員が創出される

このことから、幅広い人員活用策など弾力的な組織運営が可能となり、広域化の効果が最も高い

再配置可能人員は一定条件の下で各案の効果を測定するために算定した人数であり、実際に配置できる人数を表したものではありません。

まとめ

広域化対象市町村の組み合わせは、「全市町村を対象に県内全域を1つとする消防本部体制を目指す」ことが必要と考えます。

今後、広域化を進めるにあたっては、より具体的な議論を行い、全市町村で広域化像を共有するとともに、メリットを最大限享受できる体制の整備を関係者の英知を持って推進していく必要があります。

組み合わせに関する主な意見

検討委員会での委員の意見

<第6回 (H19. 9. 21) ~第9回 (H19. 12. 4)>

1ブロックを支持する意見

- ・市町村合併の規模よりも可能な限り広域で取り組むべき
- ・課題は多々あるが、1ブロックを基本に検討を深めるべき
- ・消防を守る視点からは1ブロック以外にない
- ・6ブロックでは人口減など将来への不安を払拭できない

6ブロックを支持する意見

- ・消防は地域との密着性が重要。市町村合併に歩調を合わせるべき
- ・消防は初動が極めて重要。極端に広域化しても効果は薄い
- ・許認可の窓口の一本化は住民サービスの低下に繋がる

その他の意見

- ・広域化の組み合わせは最大限のメリットを生かせる組み合わせにすべき
- ・財政論だけで議論してはいけない
- ・5年以内の実現が可能な組み合わせにすべき
- ・消防の問題を県全体で考えるには、高知市の役割は非常に大きい

県内 34 市町村長の意見

<H20. 1. 10~2. 5>

1ブロックを支持する意見

- ・方向性は1ブロック。ただし、もっと細かい分析が必要
- ・高知県の規模では、1ブロック化の方向しかない
- ・段階的な広域化は困難。最初から1ブロックを目指すべき
- ・3ブロックや6ブロックでは将来の課題に対応できない

6ブロックを支持する意見

- ・段階的な広域化を支持する
- ・管轄範囲と市町村長の責務という面では、6ブロックが最大範囲
- ・地域住民の連帯感の面では6ブロックが妥当

その他の意見

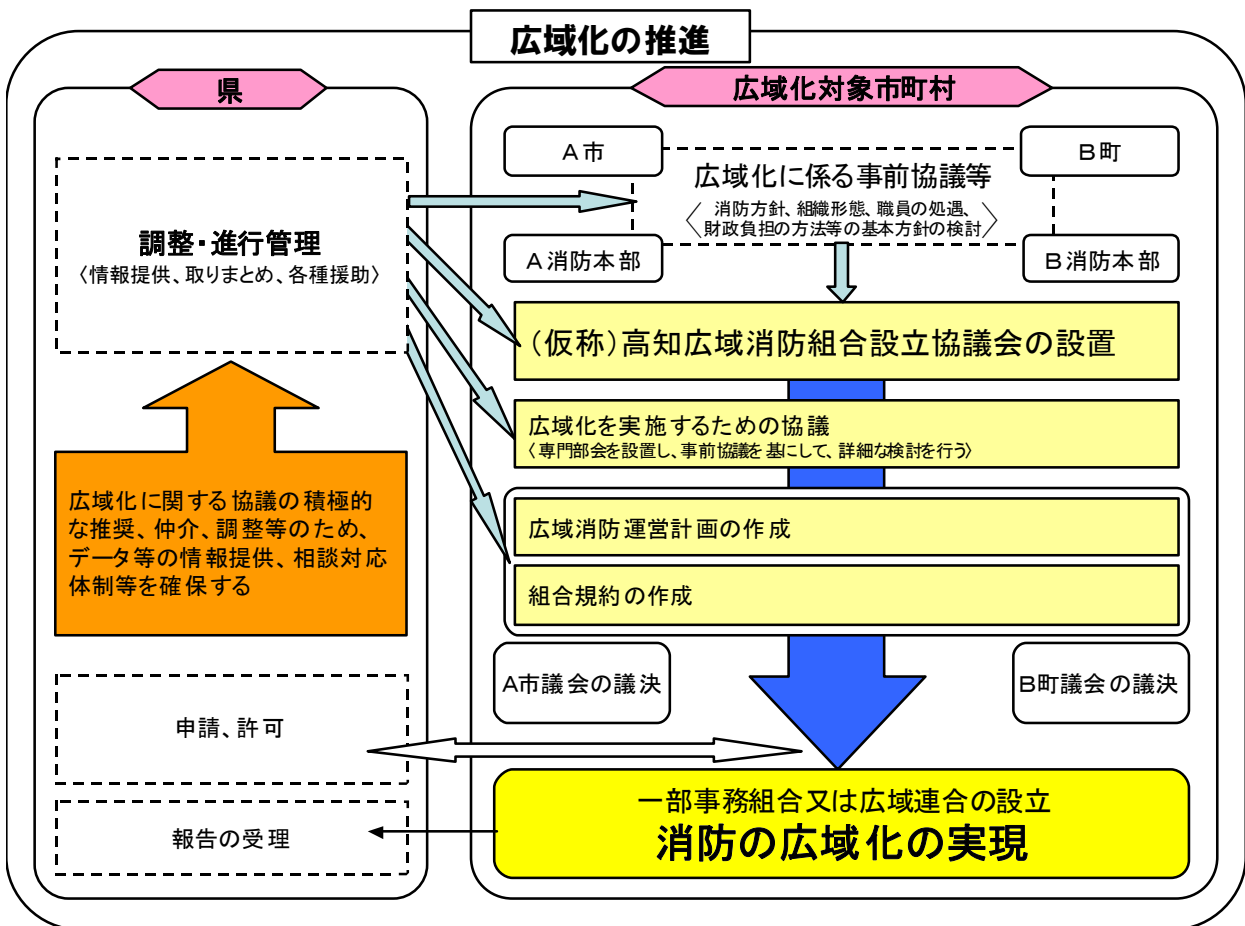
- ・1ブロックに固執せず、今後の議論で柔軟に対応すべき
- ・今後の具体的な検討を待って、1ブロックの可否を慎重に判断すべき
- ・明確なビジョンが重要。6ブロックは単なる方法論

第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割

本計画に基づく消防の広域化の推進に向けて、市町村が広域化への理解を深め、自ら考え取り組んでいくための様々な検討会や会合の企画、参加、意見の調整などを行います。また、県の広報活動を活用した普及啓発、他県の動向や広域化に関する情報収集などにも積極的に取り組みます。

さらに、広域化の実現に向けて、広域対象市町村が行う消防広域運営計画の策定や運営体制の整備などにも積極的に関わっていきます。

県の役割(イメージ)



第5章 広域化後の消防の円滑な運営

1 運営方式

広域化した消防の運営は、一部事務組合、広域連合（以下「組合」という。）又は事務委託のいずれかの方式により行われることとなります。

運営の方式については、広域対象市町村間で協議を行い、それぞれの特徴を十分認識したうえで、当該市町村間での意志疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を選択することが必要です。

2 基本的な体制の整備

現在の各消防本部の運営については、職員の処遇から指令管制、部隊運用、事務処理の方法に至るまで様々な違いがあります。また、組合により消防行政を行っている本部では、構成市町村の費用負担については、それぞれに独自の方法を取っています。

広域化にあたって、こうした差異を出来る限り統一しておくことが、円滑な運営に欠かせないものでありますし、中でも費用負担については、市町村間で不公平とならないよう、全市町村が納得できる方法とすることが肝要です。

具体的には、以下のような事項について、可能な限り組合規約や規程等において定めておくことが適当です。

- (ア) 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- (イ) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- (ウ) 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画
- (エ) 部隊運用、指令管制等に関する計画
- (オ) 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長との緊密な連携ができるよう、相互の連絡や情報の共有等に関する計画
- (カ) 構成市町村間での連絡会議の定期的な開催、消防長の専決事項の明確化など、構成市町村間の迅速な意見調整を可能とする仕組み
- (キ) 組合の運営に関し、住民の意見を反映するための仕組み

第6章 防災関係機関との連携の確保

1 消防団との連携

消防団は、地域に密着して消防防災活動を行うという観点から、消防の広域化の対象とされていません。このため、従来どおり、消防力の整備指針第37条に基づき、基本的には一市町村に一団を置くこととなります。

消防力の整備指針第37条

消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

消防団は、災害に際しての即時対応力、動員力ともに地域の防災活動の要であり、消防団との十分な連携は、防災活動上不可欠であるため、広域消防運営計画の策定時に、次のような事項を検討し、可能な限り運営計画に定めておくことが適当です。

- (ア) 広域化後の消防本部の管轄内にある消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することなどによる一元的な連絡調整
- (イ) 平素からの各消防団や消防署所合同の訓練等の実施
- (ウ) 消防署所への消防団との連絡調整担当の配置
- (エ) 消防団との定例的な連絡会議の開催
- (オ) 消防本部及び消防署所と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町村の防災担当部局との連携

市町村の防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、各市町村長にその責務があります。責任者である市町村長と防災活動の最前線を担う消防本部とが連携し、統一的な活動を行うことは非常に重要なものとなりますが、広域化し、構成市町村数が増えることにより、消防本部と構成市町村間の距離が遠くなる恐れもあります。

このため、次のような方策を検討し、可能な限り運営計画に定め、日頃から連携を図るように努める必要があると考えます。

- (ア) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- (イ) 各構成市町村長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長等による協議会の設置

- (ウ) 定例的な連絡会議の開催、構成市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- (エ) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (オ) 合同防災訓練の実施
- (カ) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- (キ) 防災行政無線の放送設備等を消防本部に設置することによる災害広報体制の強化

第7章 その他広域化を進めるうえでの重要なポイント

1 高知市の参画

本県は、中央部に位置する高知市に県民の半数近くが生活し、医療をはじめ高度な都市機能が集積するという典型的な一極集中型の社会構造であるため、高知市への人口集中は今後も一層顕著になることが予想されています。

管轄する人口の規模が大きい高知市は、県内一の消防力を持っており、他の消防本部に比べて充実した消防サービスの提供が行われていますので、広域化に参画してもその具体的なメリットが見えず、むしろ「保持する消防力が低下することが懸念される」と広域化に慎重な考え方を示しています。

しかしながら、一度に大勢の人が被災する大規模な事故等に備えるといった視点では、高知市においても既存の消防力で対処が困難な場合に、統一的な指揮命令の下で近隣からの迅速な増援出動ができるなど、消防体制をより充実することが可能と考えられます。

また、高知市の果たしてきた県内消防のリーダー的な役割やその充実した資機材と高い技術水準は、災害対応時の核となるばかりか、県内の各消防署所への技術伝播も期待でき、結果として県内消防力の全体的な向上にも繋がることが考えられます。

これから広域化の議論を深めていく際には、広域化によって現状の消防サービスが低下しないことを前提として、各消防本部の運営状況をより詳細に分析し、広域化のメリットを十分活かした消防のあり方や広域化の課題を解決するための具体的な方策の検討を行い、高知市の参画による可能な限りの大きな枠組によるスケールメリットを活かし、弾力性のある、より基盤のしっかりした消防本部体制を構築し、県内全域の消防需要に応えていくことが重要です。

2 管轄面積拡大への対応

消防の広域化によって、組織は大きくなるとともに業務の効率化が図られ、その基盤はより強固なものになりますが、同時に管轄する範囲が拡大します。このため、消防本部と消防署所、構成市町村、消防団及び地域における自主的な防災組織との緊密な連絡・調整が可能となる仕組み（例えば、一定の地域を想定した「方面本部」といった考え方）の導入や、消防本部で行っている事務の一部を消防署に委任するなど地域住民に密着した消防サービスが提供できる組織体制をつくる必要があります。

併せて、人事異動についても、地理や水利状況をはじめとする地域の事情に不案内

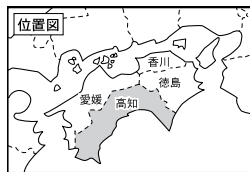
な職員が多くなならないような配慮が必要です。

今後、「広域消防運営計画」の策定にあたっては、地域との密着性の確保が十分に図られるよう様々な工夫を検討していく必要があります。

資 料 編

消防本部・消防署所の業務等	26
消防本部の概要	27
消防本部・消防署所一覧表	28
消防機関<常備>の出動状況の推移	29
火災出動件数<常備>の推移	29
救急出動件数の推移	30
救助出動件数の推移	30
消防職員数の推移	31
管轄内の消防団員数の推移	31
消防費の決算の状況	32
推計人口から見る本県の消防体制の予測	33
近隣消防署所からの出動所要時間の短縮効果	34
再配置可能職員の算定	35
運営形態の比較一覧表	37
広域化ブロック案と構成市町村が同一となる一部事務組合等	38
高知県消防長会アンケートの検討委員会事務局まとめ	39
広域化に対する市町村長の意見の概要	41
高知県消防広域化推進検討委員会	43
◇ 開催状況	43
◇ 委員名簿	44
◇ 設置要綱	45
消防組織法（昭和22年法律第226号）	46
市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）	58

高知県



消防本部・消防署所の業務等

1 消防機関の役割分担

(1) 消防本部

市町村の消防事務を統括する機関であり、通常、主として人事、予算、庶務等の消防組織そのものを維持するために必要な事務や、消防の運営の企画、統制等の事務を行う。

(2) 消防署

火災・救急・救助等の活動を、第一線に立って行う。

(3) 消防団

特別職の公務員（非常勤）であり、普段は自分の本業をしながら、「自分たちのまちや自分たちで守る」という精神に基づき、災害の発生時等に防火防災活動に従事する。

2 消防本部の主な業務（市町村等によっては、消防署でも分担している。）

(1) 総務

消防に関する企画・運営、職員の人事、給与及び福利厚生、予算の経理等。

(2) 警防

消防活動のための必要な車両や資機材の整備、消防水利（消火栓等）の指導等。

(3) 予防

デパート・学校等の消防設備やガソリンスタンド等の危険物施設の設置指導及び検査等。

(4) 通信

119番通報を受け、出動指令及び現場活動への必要な情報を伝えること等。

3 消防署の体制

(1) 配備体制

火災・救急・救助等の業務を365日24時間体制で実施している。

消防車・救急車・救助工作車等が配備され、活動に必要な人員が配置される。

○消防力の整備指針

市町村が火災の予防等消防の事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすため、市町村はこの指針に定める施設及び人員を目標として、整備するものとされている

◇署所・車両の配置…人口規模等に応じて設置する署所や車両台数等を定め、地域の諸事情を勘案し算定

◇車両への人員配置（1台につき）…消防車5人、救急車3人、救助工作車5人等

(2) 勤務体制

すべての消防本部において2部制をとっている。（一部の消防本部においては、3部制又は4部制を併用している。）

2部制では、職員を2つの組に分け、1日おきの24時間交代（16時間労働）で勤務を行っている。

《2部制の勤務例》

8:30	12:00	13:00	18:30	19:00	0:15	6:45	8:30
勤務 3:30	休憩 1:00	勤務 5:30	休憩 0:30	勤務 5:15	休憩(仮眠) 6:30	勤務 1:45	

消防本部の概要

平成19年4月1日現在

消防本部名	設置年月日	構成市町村	H17国勢調査		署所数		管内消防団
			管轄人口 (人)	管轄面積 (km ²)	署	所	
高知市消防局	S23.12.28	高知市	348,990	309.22	3	7	高知市消防団
室戸市消防本部 (東洋町受託分含む)	S43.4.1	室戸市	20,876	322.34	1	1	室戸市消防団
		東洋町					東洋町消防団
安芸市消防本部 (芸西村受託分含む)	S42.4.1	安芸市	24,556	356.97	1	-	安芸市消防団
		芸西村					芸西村消防団
香南市消防本部 (香南消防組合消防本部)	H18.3.1 (S45.4.1)	香南市	33,541	126.76	1	-	香南市野市消防団
							香南市香我美消防団
							香南市夜須消防団
							香南市赤岡消防団
							香南市吉川消防団
香美市消防本部 (山田消防組合消防本部)	H18.3.1 (S47.12.1)	香美市	30,257	537.95	1	1	香美市土佐山田消防団
							香美市香北消防団
							香美市物部消防団
南国市消防本部	S42.10.1	南国市	50,758	125.35	1	1	南国市消防団
土佐市消防本部	S41.10.1	土佐市	30,011	91.59	1	1	土佐市消防団
土佐清水市消防本部	S44.4.1	土佐清水市	17,281	266.52	1	-	土佐清水市消防団
中芸広域連合消防本部 (中芸消防組合消防本部)	H10.7.1 (S45.4.1)	奈半利町	12,908	449.61	1	1	奈半利町消防団
		田野町					田野町消防団
		安田町					安田町消防団
		北川村					北川村消防団
		馬路村					馬路村消防団
嶺北広域行政事務組合 消防本部	S48.5.17	本山町	15,036	756.54	1	1	本山町消防団
		大豊町					大豊町消防団
		土佐町					土佐町消防団
		大川村					大川村消防団
仁淀消防組合消防本部	S48.3.21	いの町	32,963	515.59	1	2	いの町消防団
		日高村					日高村消防団
高吾北広域町村事務組合 消防本部	S48.4.1	仁淀川町	28,746	545.75	1	1	仁淀川町消防団
		佐川町					佐川町消防団
		越知町					越知町消防団
高幡消防組合消防本部	S46.4.1	須崎市	66,373	1,405.44	2	4	須崎消防団
		中土佐町					中土佐消防団
		四万十町					四万十消防団
		津野町					津野消防団
		梶原町					梶原消防団
幡多中央消防組合 消防本部	S48.6.1	四万十市	51,354	820.88	2	1	四万十市消防団
		黒潮町					黒潮町消防団
幡多西部消防組合 消防本部	S50.4.1	宿毛市	32,642	474.50	1	2	宿毛市消防団
		大月町					大月町消防団
		三原村					三原村消防団
県 計			796,292	7,105.01	19	23	40消防団

※ 高知市消防局及び仁淀消防組合消防本部は、平成20年1月1日現在で、旧春野町分は高知市消防局に含まれる

消防本部・消防署所一覽表

消防本部・署所名	所在地	電話番号	FAX番号	
高知市消防局	〒 780-0870 高知市本町4-1-27	088-822-8151	088-824-5082	
	高知市中消防署	088-871-7505	088-871-7522	
	旭出張所	〒 780-0945 高知市本宮町277-1	088-844-3961	088-844-1190
	江ノ口出張所	〒 780-0051 高知市愛宕町3-10-22	088-822-3050	088-822-1191
	高知市東消防署	〒 781-8101 高知市高須砂地230-2	088-866-3119	088-866-3159
	東部出張所	〒 781-8105 高知市高須東町8-21	088-882-3505	088-880-3283
	三里出張所	〒 781-0112 高知市仁井田4199-1	088-847-6773	088-847-2119
	高知市南消防署	〒 780-8010 高知市棧橋通2-1-43	088-831-1860	088-831-1869
	長浜出張所	〒 781-0270 高知市長浜4722-1	088-842-8487	088-842-9119
	西出張所	〒 780-8075 高知市朝倉南町8-35	088-843-8313	088-843-8119
春野出張所	〒 781-0303 高知市春野町弘岡下2059-3	088-894-3430	088-894-3486	
室戸市消防本部	〒 781-7102 室戸市室津12	0887-22-0014	0887-22-4814	
	室戸市消防署			
	東洋出張所	〒 781-7414 安芸郡東洋町大字生見26-1	0887-29-3321	0887-29-3322
安芸市消防本部	〒 784-0001 安芸市矢ノ丸3-1-33	0887-34-1244	0887-35-4119	
	安芸市消防署			
香南市消防本部	〒 781-5310 香南市赤岡町2032-2	0887-55-4141	0887-55-2430	
	香南市消防署			
香美市消防本部	〒 782-0035 香美市土佐山田町百石町2-3-51	0887-53-4176	0887-53-5313	
	香美市消防署			
	香北分署	〒 782-4202 香美市香北町蕨野139	0887-58-3161	0887-58-5126
南国市消防本部	〒 783-0006 南国市篠原164-1	088-863-3511	088-863-6220	
	南国市消防署			
	北部出張所	〒 783-0062 南国市久礼田297-2	088-862-1333	088-862-1340
土佐市消防本部	〒 781-1105 土佐市蓮池978-1	088-852-0001	088-852-5541	
	土佐市消防署			
	宇佐分署	〒 781-1161 土佐市宇佐町宇佐1689-1		
土佐清水市消防本部	〒 787-0304 土佐清水市元町7-16	0880-82-1197	0880-82-3512	
	土佐清水市消防署			
中芸広域連合消防本部	〒 781-6410 安芸郡田野町1406-1	0887-38-2643/2648	0887-38-2554	
	中芸消防署			
	馬路分所	〒 781-6201 安芸郡馬路村大字馬路447	0887-44-2210	-
嶺北広域行政事務組合消防本部	〒 781-3601 長岡郡本山町本山995	0887-76-2806	0887-76-3581	
	嶺北消防署			
	大豊分署	〒 789-0234 長岡郡大豊町寺内258	0887-73-0600	0887-73-1060
仁淀消防組合消防本部	〒 781-2110 吾川郡いの町3229-2	088-893-3221	088-893-3225	
	仁淀消防組合消防署			
	吾北分署	〒 781-2401 吾川郡いの町上八川甲1852	088-867-2812	088-867-2825
	日高分署	〒 781-2153 高岡郡日高村本郷200-7	0889-24-5411	0889-24-5417
高吾北広域町村事務組合消防本部	〒 781-1301 高岡郡越知町越知甲3105-3	0889-26-2111	0889-26-3639	
	高吾北消防署			
	仁淀川分署	〒 781-1501 吾川郡仁淀川町大崎490-6	0889-35-0017	0889-35-0875
高幡消防組合消防本部	〒 785-0010 須崎市鍛冶町1-23	0889-43-1272	0889-42-9099	
	須崎消防署	0889-42-0119		
	中土佐分署	〒 789-1301 高岡郡中土佐町久礼6465-2	0889-52-2319	0889-52-2075
	津野山分署	〒 785-0502 高岡郡津野町北川2589-1	0889-40-1099	0889-62-3237
	葉山出張所	〒 785-0201 高岡郡津野町永野471	0889-55-2330	0889-55-2245
	四万十清流消防署	〒 786-0007 高岡郡四万十町古市町5-1	0880-22-0001	0880-22-2635
	西分署	〒 786-0521 高岡郡四万十町津賀177-12	0880-28-5525	0880-29-1112
	幡多中央消防組合消防本部	〒 787-0015 四万十市右山750-1	0880-34-5881	0880-34-6196
幡多西部消防組合消防本部	四万十消防署			
	西土佐分署	〒 786-1601 四万十市西土佐江川崎2405-1	0880-52-1143	0880-52-2234
	黒潮消防署	〒 789-1725 幡多郡黒潮町白浜宇神の前237-1	0880-55-2500	0880-55-2501
幡多西部消防組合消防本部	〒 788-0003 宿毛市幸町10-5	0880-63-0119	0880-63-3396	
	宿毛消防署	0880-63-3111		
	大月分署	〒 788-0302 幡多郡大月町大字弘見2106-1	0880-73-1313	0880-73-1266
	三原分署	〒 787-0803 幡多郡三原村大字来栖野346	0880-46-2629	0880-46-2114

消防機関＜常備＞の出動状況の推移

単位：件

	H13	H14	H15	H16	H17	対H13度比	平均	人口1万人当たりの平均出動回数
高知市	17,158	18,237	18,542	18,767	19,052	111.0%	18,351	550
室戸市	1,256	1,420	1,283	1,276	1,382	110.0%	1,323	634
安芸市	1,336	1,285	1,438	1,434	1,568	117.4%	1,412	575
香南市	1,730	1,774	1,974	2,009	1,951	112.8%	1,888	563
香美市	2,148	1,879	1,944	2,066	2,188	101.9%	2,045	676
南国市	2,288	2,467	2,633	2,528	2,523	110.3%	2,488	490
土佐市	1,886	1,731	1,909	1,913	2,000	106.0%	1,888	629
土佐清水市	1,062	1,017	1,042	1,123	1,032	97.2%	1,055	611
中芸	902	951	1,109	1,012	1,060	117.5%	1,007	780
嶺北	1,153	1,052	1,272	1,128	1,065	92.4%	1,134	754
仁淀	3,248	3,705	3,372	3,461	3,475	107.0%	3,452	712
高吾北	1,565	1,626	1,746	1,934	2,057	131.4%	1,786	621
高幡	3,520	3,579	4,045	3,734	3,893	110.6%	3,754	566
幡多中央	2,501	2,677	2,638	2,675	2,670	106.8%	2,632	513
幡多西部	1,782	2,168	2,221	1,911	1,978	111.0%	2,012	616
合計	43,535	45,568	47,168	46,971	47,894	110.0%	46,227	581

火災出動件数＜常備＞の推移

単位：件

	H13	H14	H15	H16	H17	対H13度比	平均	人口1万人当たりの平均出動回数
高知市	150	103	124	168	173	115.3%	144	4
室戸市	9	10	8	26	25	277.8%	16	7
安芸市	15	13	15	14	22	146.7%	16	6
香南市	11	12	11	19	16	145.5%	14	4
香美市	26	15	26	22	14	53.8%	21	7
南国市	23	42	23	27	29	126.1%	29	6
土佐市	14	29	14	23	26	185.7%	21	7
土佐清水市	16	11	16	13	11	68.8%	13	8
中芸	9	10	9	11	18	200.0%	11	9
嶺北	12	15	12	15	7	58.3%	12	8
仁淀	27	32	27	39	29	107.4%	31	6
高吾北	20	13	20	13	12	60.0%	16	5
高幡	36	33	36	56	45	125.0%	41	6
幡多中央	43	40	43	40	25	58.1%	38	7
幡多西部	12	10	12	11	13	108.3%	12	4
合計	423	388	396	497	465	109.9%	434	5

救急出動件数の推移

単位:件

	H13	H14	H15	H16	H17	対H13度比	平均	人口1万人当たりの平均出動回数
高知市	12,038	12,752	13,381	13,699	14,213	118.1%	13,217	396
室戸市	1,049	1,051	1,042	1,104	1,093	104.2%	1,068	511
安芸市	1,093	1,103	1,205	1,185	1,346	123.1%	1,186	483
香南市	1,313	1,372	1,543	1,495	1,571	119.6%	1,459	435
香美市	1,534	1,490	1,503	1,530	1,630	106.3%	1,537	508
南国市	1,986	2,081	2,265	2,132	2,293	115.5%	2,151	424
土佐市	1,102	1,152	1,290	1,369	1,409	127.9%	1,264	421
土佐清水市	745	713	722	737	748	100.4%	733	424
中芸	615	643	692	645	641	104.2%	647	501
嶺北	917	843	982	969	964	105.1%	935	622
仁淀	1,868	2,026	2,041	2,178	2,291	122.6%	2,081	429
高吾北	1,118	1,166	1,249	1,248	1,387	124.1%	1,234	429
高幡	2,444	2,527	2,650	2,632	2,796	114.4%	2,610	393
幡多中央	1,625	1,914	1,914	1,953	2,015	124.0%	1,884	367
幡多西部	1,210	1,272	1,334	1,318	1,407	116.3%	1,308	401
合計	30,657	32,105	33,813	34,194	35,804	116.8%	33,315	418

救助出動件数の推移

単位:件

	H13	H14	H15	H16	H17	対H13度比	平均	人口1万人当たりの平均出動回数
高知市	187	164	191	180	174	93.0%	179	5
室戸市	22	21	38	22	37	168.2%	28	13
安芸市	43	21	29	23	42	97.7%	32	13
香南市	27	25	19	22	25	92.6%	24	7
香美市	40	33	31	42	39	97.5%	37	12
南国市	54	70	58	66	55	101.9%	61	12
土佐市	25	37	26	26	25	100.0%	28	9
土佐清水市	32	17	30	32	25	78.1%	27	16
中芸	21	30	24	30	16	76.2%	24	19
嶺北	30	28	25	35	18	60.0%	27	18
仁淀	57	49	14	36	16	28.1%	34	7
高吾北	43	28	19	33	28	65.1%	30	11
高幡	19	66	82	91	69	363.2%	65	10
幡多中央	51	67	72	76	39	76.5%	61	12
幡多西部	7	8	18	24	12	171.4%	14	4
合計	658	664	676	738	620	94.2%	671	8

消防職員数の推移

単位: 人

消防本部名	H14	H15	H16	H17	H18	H14年度比
高知市	342	346	352	339	346	101.2%
室戸市	51	51	50	49	50	98.0%
安芸市	41	40	39	38	36	87.8%
香南市	41	40	41	41	44	107.3%
香美市	61	63	62	57	58	95.1%
南国市	61	64	64	62	61	100.0%
土佐市	44	44	49	47	45	102.3%
土佐清水市	33	33	34	34	34	103.0%
中芸	40	39	38	36	36	90.0%
嶺北	46	46	45	42	41	89.1%
仁淀	70	70	72	71	71	101.4%
高吾北	49	49	49	49	49	100.0%
高幡	126	126	125	124	124	98.4%
幡多中央	74	74	74	74	74	100.0%
幡多西部	53	53	52	53	53	100.0%
合計	1,132	1,138	1,146	1,116	1,122	99.1%

※人数は各年4月1日現在

管轄内の消防団員数の推移

単位: 人

消防本部名	H14	H15	H16	H17	H18	H14年度比
高知市	694	697	684	664	652	93.9%
室戸市	377	376	377	380	377	100.0%
安芸市	328	316	310	303	311	94.8%
香南市	278	274	277	272	269	96.8%
香美市	394	389	397	387	382	97.0%
南国市	344	344	344	338	338	98.3%
土佐市	331	331	331	331	330	99.7%
土佐清水市	430	427	421	422	418	97.2%
中芸	232	232	227	225	226	97.4%
嶺北	777	769	756	702	685	88.2%
仁淀	584	580	588	638	639	109.4%
高吾北	652	650	650	652	647	99.2%
高幡	1,205	1,214	1,199	1,191	1,180	97.9%
幡多中央	863	863	863	863	862	99.9%
幡多西部	793	794	792	799	800	100.9%
合計	8,282	8,256	8,216	8,167	8,116	98.0%

※人数は各年4月1日現在

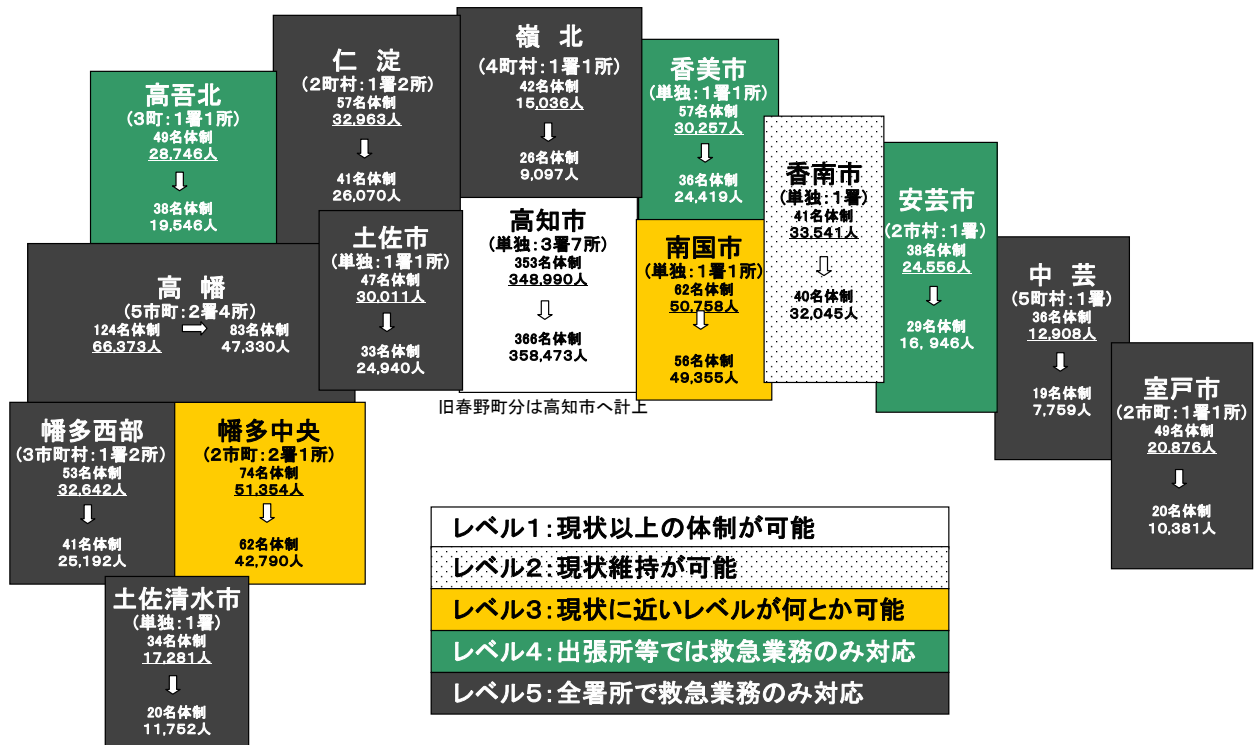
消防費の決算の状況

<平成17年度>

単位:千円
(消防団経費含む)

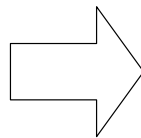
	市町村 決算総額	左のうち消防費		消防費のうち人件費		消防費のうち普通建設事業費		
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
高知市	136,257,092	3,484,586	2.6%	2,732,626	78.4%	159,551	4.6%	
室戸市	11,147,008	466,828	4.2%	403,415	86.4%	15,454	3.3%	
安芸市	12,366,449	331,632	2.7%	276,171	83.3%	18,844	5.7%	
南国市	17,618,902	564,317	3.2%	486,794	86.3%	9,160	1.6%	
土佐市	12,136,260	391,901	3.2%	291,345	74.3%	43,404	11.1%	
土佐清水市	10,179,042	375,985	3.7%	278,266	74.0%	53,279	14.2%	
香南市	17,558,522	449,097	2.6%	325,014	72.4%	26,352	5.9%	
香美市	14,874,171	452,892	3.0%	326,984	72.2%	23,862	5.3%	
中芸	安田町	2,175,231	116,858	5.4%	304,762	70.7%	23,877	5.5%
	田野町	2,135,275	87,941	4.1%				
	奈半利町	2,405,464	132,806	5.5%				
	北川村	2,245,916	48,663	2.2%				
	馬路村	2,363,707	44,992	1.9%				
嶺北	本山町	2,965,214	132,690	4.5%	368,690	77.0%	11,677	2.4%
	大豊町	4,700,714	173,716	3.7%				
	土佐町	3,721,929	138,212	3.7%				
	大川村	1,367,548	34,331	2.5%				
仁淀	春野町	6,253,740	264,746	4.2%	571,378	66.4%	112,072	13.0%
	いの町	14,030,230	482,665	3.4%				
	日高村	3,214,164	113,436	3.5%				
高幡	須崎市	12,702,770	421,562	3.3%	1,113,747	74.8%	113,606	7.6%
	中土佐町	6,953,792	279,019	4.0%				
	梶原町	5,489,856	125,736	2.3%				
	津野町	6,286,956	190,483	3.0%				
	四万十町	15,452,452	471,746	3.1%				
高吾北	佐川町	6,237,195	276,189	4.4%	442,035	59.5%	131,940	17.8%
	越知町	4,074,923	142,486	3.5%				
	仁淀川町	8,423,464	324,425	3.9%				
幡中	四万十市	19,957,193	653,904	3.3%	652,691	67.2%	131,351	13.5%
	黒潮町	7,027,888	316,690	4.5%				
幡西	宿毛市	12,009,571	332,571	2.8%	419,034	76.2%	25,039	4.6%
	大月町	4,227,380	160,861	3.8%				
	三原村	1,725,307	56,141	3.3%				
東洋町	2,178,248	108,343	5.0%	5,753	5.3%	453	0.4%	
芸西村	2,447,410	73,059	3.0%	4,521	6.2%	4,305	5.9%	
合計	394,910,983	12,221,509	3.1%	9,003,226	73.7%	904,226	7.4%	

推計人口から見る本県の消防体制の予測



人口減少による財政力の低下
↓
将来にわたる消防サービスの体制維持が困難

<現状>
2005年



<予測>
2030年

◇県人口 796,292人
(平成17年国勢調査)

◇県人口 706,095人
(平成14年3月推計)
⇒平成19年5月推計では 634,260人

◇基準財政需要額の県計 11,712百万円
◇消防職員数 1,116名

◇推計基準財政需要額の県計 9,566百万円
◇推計消防職員数 908名

・推計人口は国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口(平成14年3月推計)」によります。
・基準財政需要額の推計にあたっては、H17年度の算定式を使用しました。
・推計消防職員数は、推計した基準財政需要額に消防費にかかる人件費率(76.8%)を乗じ、H17年度の人件費の平均単価より求めました。

近隣消防署所からの出動所要時間の短縮効果

市町村名	地区名	地区の人口 (人)	管轄署所		近隣署所		短縮 効果 (分)
			署所名	所要時間 (分)	署所名	所要時間 (分)	
室戸市	羽根町	2,538	室戸市消防署	15	中芸広域連合 中芸消防署	7	△8
安芸市	下山	644	安芸市消防署	9	〃	6	△3
芸西村	西分	1,490	安芸市消防署	12	香南市消防署	7	△5
香美市	繁藤	415	香美市消防署	22	南国市消防署 北部出張所	17	△5
南国市	十市	5,651	南国市消防署	12	高知市東消防署 三里出張所	5	△7
〃	稲生	1,871	〃	10	高知市東消防署 東部出張所	5	△5
土佐清水市	立石	66	土佐清水市消防署	45	幡多中央消防組合 四万十市消防署	35	△10
〃	大津	5	〃	40	幡多西部消防組合 大月分署	30	△10
〃	藤ノ川	20	〃	50	〃	30	△20
〃	鳥淵	19	〃	45	〃	35	△10
〃	有永	19	〃	50	幡多西部消防組合 三原分署	30	△20
〃	珠々玉	9	〃	45	〃	35	△10
〃	大川内	12	〃	50	〃	30	△20
須崎市	浦ノ内灰方	127	高幡消防組合 須崎消防署	30	土佐市消防署 宇佐分署	10	△20
黒潮町	佐賀橋川	113	幡多中央消防組合 黒潮消防署	15	高幡消防組合 四万十清流消防署	9	△6
8市町村	15地区	12,999	—	—	—	—	—

※ あくまでも概数としての調査であり、詳細なものではありません

再配置可能職員の算定

再配置可能職員は一定条件の下で各ブロック案の効果を測定するために算定した人数であり、実際に配置できる人数を表したものではありません。

算定にあたっての考え方

【現状人員の考え方】

- ◎「職員数」は平成19年4月19日付け19高消防第66号による調査結果に基づいています。
- ◎「うち本部業務に従事する職員」数は、本部及び署所等に勤務し、専ら事務等を行う者（日勤者）の合計数としています。
- ◎次長と消防署長を兼務している者は、「うち本部業務に従事する職員」数に含めていません。
- ◎初任者及び消防学校・航空隊等への派遣者は、「うち本部業務に従事する職員」数に含めていません。

【モデル消防本部の作成の考え方】

- ◎全国の消防本部の中から、管轄人口を同規模とする他県の消防本部（以下「同規模本部」という）を複数抽出（無作為）し、その同規模本部の人員の平均を参考に広域化後の消防本部のモデルをブロックごとに作成しました。
- ◎同規模本部の本部職員数は、それぞれの消防年報によっていますが、初任者・派遣者等については、本部職員数から除外しています。
- ◎「モデル」の「消防長次長」の人数は、2名を基本とし、30万人以上の規模となるブロックでは3名としました。
- ◎「モデル」の「指令」の人数については、現状で指令センターがある高知市を含むブロックは同規模本部の平均数に、それ以外のブロックについては、現状のままとしました。

【再配置可能職員数の算定】

- ◎「モデル」の本部職員と各ブロックの現状の職員との差し引き人数を「再配置可能職員数」としました。

【その他】

- ◎同規模本部の職員数は、N市消防局はH19.4.1、それ以外はH18.4.1の数です。
- ◎同規模本部の人口・面積はH19年度全国消防長会資料によっています。

		人口	面積	署所数	職員数	うち本部業務に従事する職員					再配置 可能職員		
						消防長次長							
						総務	警防	予防	指令				
6 ブロック 案	安芸広域	58,340	1,129	4	125	21	4	6	4	7			
	モデル	58,340	1,129	4	125	16	2	6	3	5		5	
	類似消防本部平均	59,862	59	3	95	16	2	6	3	5			
	A市消防本部（和歌山県）	59,239	101	3	102	15	3	3	5	4			
	B市消防組合（神奈川県）	60,484	17	3	88	17	2	10	0	5			
	差引						Δ 2	0	Δ 1	Δ 2	0	5	
	物部川流域	114,556	790	5	161	26	6	5	6	7	2		
	モデル	114,556	790	5	161	23	2	8	4	7	2	3	
	類似消防本部平均	122,241	358	6	145	21	2	8	4	7			
	C消防組合（岐阜県）	118,750	590	8	147	30	2	10	4	4	10		
	D市消防本部（大分県）	125,731	125	4	143	21	2	5	4	10			
	差引						Δ 4	3	Δ 2	0	0	3	
	高知市・嶺北	364,026	1,066	11	380	82	4	22	9	24	23		
	モデル	364,026	1,066	11	380	78	3	10	32	13	20	4	
	類似消防本部平均	341,332	128	8	318	81	6	10	32	13	20		
	E市消防本部（三重県）	332,234	220	7	305	65	4	10	21	15	15		
	F市消防本部（大阪府）	350,429	36	8	331	97	8	10	43	11	25		
	差引						Δ 1	Δ 12	23	Δ 11	Δ 3	4	
	仁淀川流域	91,720	1,153	8	165	16	4	6	3	3			
	モデル	91,720	1,153	8	165	19	2	5	6	6		Δ 3	
	類似消防本部平均	100,034	320	7	172	19	2	5	6	6			
	G市消防本部（北海道）	97,517	81	5	162	18	1	5	5	7			
	H市消防本部（三重県）	102,550	558	8	181	30	4	5	6	5	10		
	差引						Δ 2	Δ 1	3	3	0	Δ 3	
高幡広域	66,373	1,405	6	123	11	1	5	3	2				
モデル	66,373	1,405	6	123	13	2	2	4	5		Δ 2		
類似消防本部平均	68,821	461	4	111	13	2	2	4	5				
I市消防本部（愛知県）	66,611	189	3	121	17	2	0	8	7				
J地区消防事務組合（愛媛県）	71,030	732	5	101	9	1	5	0	3				
差引						1	Δ 3	1	3	0	Δ 2		
幡多広域	101,277	1,562	7	164	18	5	6	1	6				
モデル	101,277	1,562	7	164	19	2	5	6	6		Δ 1		
類似消防本部平均	100,034	320	7	172	19	2	5	6	6				
G市消防本部（北海道）	97,517	81	5	162	18	1	5	5	7				
H市消防本部（三重県）	102,550	558	8	181	30	4	5	6	5	10			
差引						Δ 3	Δ 1	5	0	0	Δ 1		
6ブロック合計	796,292	7,105	41	1,118	174	24	50	26	49	25	0		
モデル合計	796,292	7,105	41	1,118	168	13	36	55	42	22	6		
差引						Δ 11	Δ 14	29	Δ 7	Δ 3	6		
3 ブロック 案	東部	172,896	1,919	9	286	47	10	11	10	14	2		
	モデル	172,896	1,919	9	286	31	2	11	7	9	2	16	
	類似消防本部平均	180,667	359	8	238	46	3	11	7	9	16		
	K市消防本部（北海道）	170,266	619	9	237	44	3	8	7	8	18		
	L地区消防組合（埼玉県）	191,047	98	7	239	47	3	15	6	10	13		
	差引						Δ 8	0	Δ 3	Δ 5	0	16	
	中部	455,746	2,219	19	545	98	8	28	12	27	23		
	モデル	455,746	2,219	19	545	71	3	17	11	17	23	27	
	類似消防本部平均	472,563	311	13	506	71	3	17	11	17	23		
	M市消防局（香川県）	480,285	561	16	508	70	4	13	9	22	22		
	N市消防局（千葉県）	464,841	61	10	504	71	2	21	12	13	23		
	差引						Δ 5	Δ 11	Δ 1	Δ 10	0	27	
	西部	167,650	2,967	13	287	29	6	11	4	8			
	モデル	167,650	2,967	13	287	29	2	11	7	9		0	
	類似消防本部平均	180,667	359	8	238	46	3	11	7	9	16		
	K市消防本部（北海道）	170,266	619	9	237	44	3	8	7	8	18		
	L地区消防組合（埼玉県）	191,047	98	7	239	47	3	15	6	10	13		
	差引						Δ 4	0	3	1	0	0	
	3ブロック合計	796,292	7,105	41	1,118	174	24	50	26	49	25	0	
	モデル合計	796,292	7,105	41	1,118	131	7	39	25	35	25	43	
	差引						Δ 17	Δ 11	Δ 1	Δ 14	0	43	
	1 ブロック 案	1ブロック	796,292	7,105	41	1,118	174	24	50	26	49	25	
		モデル	796,292	7,105	41	1,118	102	3	19	25	24	31	72
		類似消防本部平均	782,331	1,192	28	846	103	4	19	25	24	31	
O市消防局（静岡県）		820,336	1,511	27	891	93	4	22	16	19	32		
P市消防局（静岡県）		720,175	1,374	21	735	109	6	17	28	21	37		
Q市消防局（新潟県）		806,481	690	35	912	108	2	19	30	32	25		
差引							Δ 21	Δ 31	Δ 1	Δ 25	6	72	

運営形態の比較一覧表

		一部事務組合	広域連合	委託
全国の消防組合数 (H18.4.1現在) 消防本部数 811		314(1,094市町村) (うち高知県6(20市町村))	16(100市町村) (うち高知県1(5町村))	130市町村 (うち高知県2町村、 救急業務のみ委託3町村)
団体の種類		特別地方公共団体	特別地方公共団体	
構成団体		都道府県、市町村及び特別区 (県には消防事務がないため、消防 業務では、県の加入する組合は設 置できない)	都道府県、市町村及び特別区 (処理する事務に限らず、組合せは 自由)	組合相互間又は組合と市町村間 においても事務の委託は可能
性格		構成団体又はその執行機関の事務 を持ち寄っての共同処理(普通地方 公共団体の機能の補完的性格)	一部事務組合よりも独立性が強く、 地方公共団体としての自立性・自主 性のある運営を行うことができる	
効果		設立に伴い共同処理するとされた事 務は、構成団体から除外され、一部 事務組合に引き継がれる	広域にわたり処理することが適当と された事務は、構成団体から除外さ れ、広域連合に引き継がれる	委託を受けた団体は、委託の範囲 内において、自己の事務とする権限 を有する
特色	事務の範囲	原則、構成団体が共通に持っている 事務 (2つ以上の事務の場合は、複合的 一部事務組合)	基本的には処理する事務について の制限はない	
	国、県からの 権限移譲	直接受けることができない	直接受けることができ、また、要請も できる	
	議会の組織 及び議員の 選挙の方法	法においては、選出方法について特 段の規定はない(あて職、兼職が可 能)	住民による直接選挙又は構成団体 の長、議会による間接選挙(あて職 は不可)	
	執行機関の 組織及び選 任の方法			
	直接請求	法においては、特段の規定はない	住民による直接請求を認めている (条例の制定、監査の請求、解散及 び解職の請求)	
	必置機関	管理者(複合的一部事務組合では、 理事会を置くことができる)、監査委 員、公平委員会、会計管理者	長、選挙管理委員会、監査委員、公 平委員会、会計管理者	
	広域計画 (広域にわた る総合的な 計画)	法においては、特段の規定はない	作成しなければならない、また、実施 について構成団体に勧告することが できる	
経費	構成団体間の協議による	・客観的指標に基づかなければなら ない →客観的指標の例 ◆地域間バランスの指標(人口、 面積) ◆地方公共団体の負担能力の指 標(地方税 の収入額、財政力) ◆その他の客観的な指標 ・構成団体は、必要な予算上の措置 をしなければならない →義務的経費	すべて委託した団体が負担し、規約 において定める	

広域化ブロック案と構成市町村が同一となる一部事務組合等

		組合等名	事務の内容	構成市町村
東部	安芸広域	安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施、構成団体が共同して設置するごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
		安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	特別養護老人ホームの設置運営	
	物部川流域	香美郡植林組合	造林及び管理	南国市、香南市、香美市
		香南斎場組合	火葬場管理運営	
		香南清掃組合	ごみ処理	
中部	高知・嶺北			
	仁淀川流域	高吾北広域町村事務組合	し尿処理、消防、火葬場、ごみ処理、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、知的障害者更正施設、ふるさと市町村圏計画の策定及び進行管理・介護認定審査会、市町村審査会	仁淀川町、佐川町、越知町
		仁淀川広域市町村圏事務組合	仁淀川広域ふるさと市町村圏計画の策定及び実施、仁淀川環境保全のための広域計画の策定及び実施、介護認定審査会の設置及び運営	土佐市、春野町、いの町、日高村
西部	高幡広域	高幡消防組合	消防、救急	須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町
		高幡身体障害者療護施設組合	身体障害者療護施設の設置運営	
		高幡広域市町村圏事務組合	高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施、大野見青年の家の設置運営、須崎斎場の設置管理運営、介護認定審査会の設置運営、滞納整理に関する事務	
	幡多広域	幡多広域市町村圏事務組合	幡多広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施、ふるさと市町村圏基金の果実により、広域的なソフト事業の実施、高知県西南地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の実施の進行管理及び連絡調整、特別養護老人ホームの設置及び維持管理並びに運営、廃棄物処理施設の管理運営	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
県全域(1ブロック)	こうち人づくり広域連合	構成市町村の職員等の研修、人材交流、人材確保及び調査研究に関する事務	全市町村	
	高知県後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	全市町村	

高知県消防長会アンケートの検討委員会事務局まとめ

(平成 19 年 5 月 31 日高知県消防長会調査)

1 分類結果

各消防本部において、それぞれの視点から、広域化を実現するには、メリットも多くあるものの、デメリットや課題等も多く抱えていることが、改めて示されている。このことは、必要な意見を十分に反映していくことが、広域化の実現に繋がっていくことであるものと考えられる。

なお、以下の概要に示すとおり、第 4 回高知県消防広域化推進検討委員会の資料のうち、「広域化によるメリットの比較」及び「広域化における課題の整理」で掲げた項目に分類することができたことから、各消防本部と事務局の想いは、概ね同じ方向であるものと考え、推進計画を作成するに当たって留意していきたい。

2 概要

(1) メリット

15 消防本部から 63 件の回答があり、消防庁の推進する項目について分類を行った。

項目で見ると、「消防体制の基盤の強化」が 25 件 (11 本部) と最も多く、次いで「住民サービスの向上」が 20 件 (12 本部) であった。また、「メリットなし」は、1 件 (1 本部) であった。

なお、デメリット件数よりも 8 件多く回答があった。また、メリットがあると回答した消防本部は 14 消防本部であり、デメリットを回答した消防本部数 (12 本部) を上回っていた。

項 目	回答数 (消防本部数)
消防体制の基盤の強化	25 件 (11 本部)
住民サービスの向上	20 件 (12 本部)
消防体制の効率化	17 件 (11 本部)
メ リ ッ ト な し	1 件 (1 本部)
計	63 件 (15 本部)

(2) デメリット

15 消防本部から 55 件の回答があり、第 4 回検討委員会資料の広域化の課題の整理にあげた項目で分類することができた。

項目で見ると、「消防体制 (消防力) の変化への不安」が 19 件 (10 本部) と最も多く、次いで「サービスの平準化」が 11 件 (7 本部) であった。両項目とも消防力のサービスの低下を懸念する内容が多く、このことは、推進計画作成時において、留意すべき事項として整理していく必要がある。また、「デメリットなし」も 3 件 (3 本部) あった。

項 目	回答数 (消防本部数)
消防体制 (消防力) の変化への不安	19 件 (10 本部)
消 防 サ ー ビ ス の 平 準 化	11 件 (7 本部)
消 防 団 と の 連 携	6 件 (5 本部)
構成市町村の財政力の差異	5 件 (3 本部)
人 事 及 び 組 織 管 理	4 件 (3 本部)
デ メ リ ッ ト な し	3 件 (3 本部)
消防本部と消防署間の連携	3 件 (3 本部)
市 町 村 と の 連 携	2 件 (1 本部)
地 域 へ の 密 着 性	2 件 (1 本部)
計	55 件 (15 本部)

(3) 広域化による共通すると思われる課題等

15 消防本部から 57 件の回答があり、(2) と同様、第 4 回検討委員会資料の広域化の課題の整理について分類を行った。

項目で見ると、「構成市町村の財政力の差異」が 11 件（7 本部）と最も多く、次いで「人事及び組織管理」が 10 件（5 本部）であった。この 21 件中 13 件が、各消防本部間の調整に関するものであった。「その他」については、「将来の消防について十分議論する必要がある」旨の回答が多かった。「将来の消防」については、検討委員会でも検討しているところであり、デメリットと同様に、その重要性は、各消防本部及び事務局ともに認識している。

また、「なし」と回答した本部が 2 件（2 本部）であった。

項 目	回答数（消防本部数）
構成市町村の財政力の差異	11 件（7 本部）
人事及び組織管理	10 件（5 本部）
そ の 他	8 件（5 本部）
消防団との連携	7 件（7 本部）
消防サービスの平準化	6 件（3 本部）
市町村との連携	5 件（5 本部）
消防体制（消防力）の変化への不安	4 件（2 本部）
な し	2 件（2 本部）
消防本部と消防署間の連携	2 件（2 本部）
地域への密着性	2 件（2 本部）
計	57 件（15 本部）

(4) 課題に対して考えられる方策等

15 消防本部から 33 件の回答があり、(2) 及び (3) と同様、第 4 回検討委員会資料の広域化の課題の整理について分類することができた。

内容としては、「(3) 広域化による共通すると思われる課題等」に対する方策よりも、課題に対する補足という内容の意見が多くみられた。

項目で見ると、最も多かったのが、「消防体制（消防力）の変化への不安」に対するものであり、住民等への理解や職員の協力等の必要性が挙げられている。2 番目に多かったのは、「人事及び組織管理」（6 件（3 本部））についてであり、新たな体制に対して明確な対応を求めるものが多く、これは「消防体制（消防力）の変化への不安」にも繋がるものとも考えられる。

広域化の課題に対する方策については、事務局も同様に認識しており、今後運営計画作成の際には、十分な議論を行い、様々な意見を活かしていくこととなる。

また、「なし」も 2 番目に多い 6 件（6 本部）であった。

項 目	回答数（消防本部数）
消防体制（消防力）の変化への不安	7 件（5 本部）
な し	6 件（6 本部）
人事及び組織管理	6 件（3 本部）
消防団との連携	4 件（4 本部）
消防サービスの平準化	3 件（3 本部）
構成市町村の財政力の差異	2 件（2 本部）
そ の 他	2 件（2 本部）
消防本部と消防署間の連携	1 件（1 本部）
市町村との連携	1 件（1 本部）
地域への密着性	0 件（0 本部）
計	33 件（15 本部）

広域化に対する市町村長の意見の概要

平成20年1月10日から2月5日までの間に県内34市町村長を訪問し、お聞きした意見の概要です。

1 消防のあり方に関して

- ・消防サービスは地域ごとに違いがあってもよい
- ・地域の需要に応じた消防体制を考えることが必要
- ・基本的には地域は地域の力で守っていくことが大事
- ・消防団員が減ってきている状況では、消防団のあり方も考えないと

2 広域化の必要性に関して

- ・広域化については積極的に進めて欲しい。広域化の必要性は認めている
- ・構成市町村が脱退し、組織の縮小がサービスの縮小に直結することを、身を持って知った
- ・消防の広域化は住民の命の安全・安心のための取り組みと認識している
- ・人口減や高齢化は現在の消防体制の維持に大きな影響を及ぼす

3 広域化への期待・要望に関して

- ・今の状況よりも高度な対応(サービス)ができるようになることを期待する
- ・人事の硬直化に頭を悩ませているので、広域化による組織の活性化に期待する
- ・地元雇用を原則としてほしい
- ・非番招集のサイレンが鳴ったら、すぐ駆けつけてくれる地域に住む職員が必要
- ・広域化によって財政負担の増加がないようにしてほしい
- ・それぞれの地域に合った負担を考えることが必要
- ・財政負担を人口や面積だけで考えない努力をしてほしい

4 組み合わせに関して

- ・広域化は1本化の方向しかないと認識している
- ・高知市を除く組み合わせは現実的でない
- ・1ブロック化のチャンスは1度きりで、段階的な広域化は現実的ではない
- ・1ブロックはメリットがはっきり見えないと考えるにくい
- ・6ブロック案でも管轄面積が広いと感じている
- ・地域住民の連帯感からいくと6ブロック案である
- ・1ブロックでも6ブロックでも広域化の手続きは同じ
- ・合併を意識した広域化ではなく、必要に応じて考えていく

5 広域化に向けての県の役割に関して

- ・合併の轍を踏まないよう県が引っ張ることが大事
- ・消防は市町村の問題であるので、全て県に押し付ける気はない
- ・市町村サービスは基礎自治体で完結する方向になるので、県は広域的なサポートをして欲しい

6 市町村と広域化後の消防本部との連携に関して

- ・市町村長と広域化後の消防本部との役割分担や連携をどのようにしていくのが大事
- ・災害時は市町村の下で動ける仕組みが必要

7 広域化を進めるにあたっての留意事項に関して

(1) 高知市の参画について

- ・高知市に強いリーダーシップを期待する
- ・高知市の負担が増えない方法を考えることは可能

(2) 管轄面積拡大への対応

- ・今よりも職員が必要になりはしないか

8 その他

- ・交付税制度について、最低限必要な消防力の維持に要する財源は確保できるよう国に働きかけていく必要がある

高知県消防広域化推進検討委員会の開催状況

開催日		検討項目	概要
第1回	平成19年4月26日	消防広域化の主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の消防本部の6割が管轄人口10万人未満の小規模消防本部 ・小規模消防本部では職員の高度化・専門化、資機材の更新等消防力の充実が課題
第2回	平成19年5月23日	県内消防本部の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市外の14消防本部は小規模消防本部 うち10消防本部が管轄人口3万人程度若しくはそれ以下 ・職員の充足率は全国平均より19ポイント低い57% 殆どの本部では業務が兼任で二次出動には非番職員の召集で対応 消防大学校、消防学校など各種研修への参加や専門職員の育成に課題 ・救急出動の増加 過去5年間で17%の増加と搬送の約3割が管轄外へ(救急車不在時間の発生)
第3回	平成19年6月15日	県内消防本部の将来予測 (2030年の予測)	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄人口の減少 県人口70万人の予想 6消防本部で30%以上の減少(室戸、中芸、嶺北では50%程度) 最新の推計ではこの傾向が10年早まる予測 ・高齢化の進行 7消防本部で高齢化率が40%以上 ・出動件数の予測 高齢化の進行により人口に連動して減少はしない ・市町村の財政力の低下 人口減少が地方交付税の算定に大きく影響
第4回	平成19年7月27日	広域化の課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模消防本部の課題 応援や同時災害への出動体制の限界 消防・救急・救助の各業務における専門職員の確保 各種研修への職員派遣における代替職員の確保 小さい組織により硬直化し易い人事管理 高額になる車両や資機材の更新や導入 ・広域化に当たっての課題 地域との密着性(消防団、市町村)及び本部と署所間の連携 職員の処遇 他 ・広域化のメリット 本部機能の効率化による現場職員の増強 署所の管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮 組織規模拡大による小規模消防本部特有の課題の解決
第5回	平成19年8月31日	アドバイザーによる講演及び3消防長による現状説明	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーから 安全、安心の基盤を作る上で適期であり、消防長として英断を持って首長へ進言することが重要 ・消防長から(中芸、幡多西部、土佐清水) 課題:職員の確保、救急の重複要請の増加 広域化:必要性は認識
第6回	平成19年9月21日	広域化の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・6ブロック(市町村合併構想の組合せ) 合併が進めば単独消防へ移行が可能、小規模消防本部の解消が困難、再配置可能人員は東部の3エリアで合計12名、西部の3エリアで合計△6名 ・3ブロック(市町村合併構想を東部、中部、西部に再編) 小規模消防本部の解消が可能、2エリアで基本指針の管轄人口30万人をクリアできず再配置可能人員は2エリアで43名、1エリアで0名 ・1ブロック(県内全域) 小規模消防本部の解消、基本指針の管轄人口30万人をクリア 再配置可能人員は72名と最効率
第7回	平成19年10月9日	運営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・組合せについて 1ブロックを支持する意見が多かったが、合併に歩調を合わせる意見も有り ・運営方式について 一部事務組合、広域連合、事務委託の3方式から市町村が選択 ・関係機関との連携 平時から消防団や市町村防災部局など地域との連携の確保
第8回	平成19年11月6日	県の役割及び計画に盛り込む骨子	<ul style="list-style-type: none"> ・県の役割 広域化運営計画作成及び組合せ等設立の支援と積極的な市町村間の調整 ・推進計画の進め方 基本構想、基本設計、実施設計と段階的に実施 ・計画に盛り込むべき項目 基本指針で示された内容
第9回	平成19年12月4日	県内全消防長の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化は避けて通れない課題として認識が一致 住民へのサービス低下にならないこと 地域ごとのサービス水準があってもいい、管轄区域の見直しは非常に有効 広域化に当たっての課題はどの組合せも同じ ・組合せについては多くの消防長が1ブロック化を支持 ・広域化への高知市の参画が課題 ・「推進計画は1ブロック化の方向」で取りまとめ
第10回	平成19年12月27日	消防広域化推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画(素案)の協議
第11回	平成20年2月19日	検討委員会のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長との意見交換の報告 ・消防広域化推進計画(案)の協議 ・今後の取組み

高知県消防広域化推進検討委員会委員名簿

任期：平成19年4月26日～平成20年3月31日

氏名	所属・役職等	備考
〈副座長〉 岡崎 俊一	(財) 高知県消防協会顧問	
加田 繁喜	11市消防団連絡協議会会長	
久米 博	町村消防団連絡協議会会長	
笹岡 豊徳	須崎市長	
中村 文雄	高知県危機管理部長	
〈座長〉 根小田 渡	高知大学人文学部長	
橋詰 壽人	南国市長	平成19年12月27日～
濱口 幸弘	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長	
藤崎 富士登	仁淀川町長	
松山 政子	高知県女性防火クラブ連絡協議会会長	
森下 安子	高知女子大学看護学部看護学科准教授	
安岡 雅徳	田野町長	
山中 次男	高知市消防局長	
夕部 和宏	幡多中央消防組合消防本部消防長	

(50音順 敬称略)

〈退任者〉

氏名	委員当時の所属・役職等	在任期間
坂本 導彦	土佐経済同友会幹事	平成19年4月26日 ? 平成19年10月4日
浜田 純	南国市長	平成19年4月26日 ? 平成19年12月23日

(50音順 敬称略)

高知県消防広域化推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 複雑多様化する消防需要を始め、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる消防体制のあり方を検討するため、高知県消防広域化推進検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 消防の広域化の必要性
 - ① 現状把握と問題点の分析
 - ② 将来見通しの分析
- (2) 消防の広域化を必要とする場合、広域化対象市町村及びその組み合わせ
- (3) その他、広域化を推進するために必要な諸課題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。
- 4 副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 5 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する業務が早期に完了した場合は、完了の日までを任期とする。

(運営)

第5条 委員会の会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、高知県危機管理部消防政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が召集する。

消防組織法

(昭和二十二年法律第二百二十六号)

目次

- 第一章 総則 (第一条)
- 第二章 国の行政機関 (第二条一第五条)
- 第三章 地方公共団体の機関 (第六条一第三十条)
- 第四章 市町村の消防の広域化 (第三十一条一第三十五条)
- 第五章 各機関相互間の関係等 (第三十六条一第五十二条)
- 附則

第一章 総則

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

第二章 国の行政機関

(消防庁)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

(消防庁長官)

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

(消防庁の任務及び所掌事務)

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(都道府県の所掌に係るものを除く。)
- 三 防火査察(火災の調査を含む。)、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項
- 五 消防職員(消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。)及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

- 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
- 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にか

かり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
- 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 三 消防統計及び消防情報に関する事項
- 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- 八 市町村の消防の相互の応援に関する計画の作成の指導に関する事項
- 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- 十 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
- 十一 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
- 十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協

定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために、行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防庁長官に対する消防統計等の報告)

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(警察通信施設の使用)

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係るある警察の指揮は、消防が行う。

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条において「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府

県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

（緊急消防援助隊）

第四十五条 緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
- 二 消防司令補である消防吏員
- 三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
- 四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成十八年法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化（以下この条において「広域化」という。）を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第十八条の三第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十条の二中「第十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第三十五条の八第二項中「第二十一条」を「第三十九条」に改める。

(電波法の一部改正)

第四条 （略）

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五条 （略）

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第七条 （略）

市町村の消防の広域化に関する基本指針

(消防庁告示第三十三号)

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。

また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

都道府県に対して、推進計画の策定に要する経費について

所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業

に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、市町村の消防の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとする。

- ① 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づき平成二十四年度までに行われるものに限る。）に伴い、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- ④ 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

(2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
- ② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、3に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下「組合」という。）又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置すること

による二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

高知県消防広域化推進計画

発 行 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県危機管理部消防政策課
TEL : 088-823-9318
ホームページURL :
<http://www.pref.kochi.jp/~shoubou/index.html>

消 防 団 員 募 集

<http://www.pref.kochi.jp/~shoubou/index.html>

わが故郷の安全・安心を守るために

<消防団員の“チカラ”が求められています！>

消防団は、地域における消防防災専門の公的組織で、消防本部や消防署と並ぶ「消防機関」の1つです。

消防団員は、普段はそれぞれの職業につきながら、災害発生時に出動する非常勤特別職の地方公務員で、地域住民の生命・身体・財産を守るために活躍しています。



消防団協力事業所表示制度の実施

従業員の消防団への入団を促進するなど、消防団の活動に協力し、地域社会に貢献する事業所を認定しています。

← 協力事業所の認定証

あなたも消防団で“チカラ”を発揮してみませんか